レインフォレスト・ アライアンス 持続可能な農業基準

RAINFOREST ALLIANCE

レインフォレスト・アライアンスについて

レインフォレスト・アライアンスは、自然を守り、農業生産者や森林地域に暮らす人々の生活レベル向上のために社会と市場の持つ力を役立て、より持続可能な世界を目指します。

翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、英語の公式版を参照してください。翻訳で生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、 https://www.rainforest-alliance.org/にアクセスするか、info@ra.org または

レインフォレスト・アライアンス アムステルダム事務所 (Rainforest Alliance Amsterdam Office, De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherlands) にお問い合わせください

基準要件ご対策力があるため、認証を取得するためごは準拠しなけ ればかません。

レインフォレスト・アライアンスの書面による事前の同意なしに、 複製、変更、配布、または再発行を含むこのコンテンツを使用 することは固く禁じられています。

文書名

レインフォレスト・アライアンス 持続可能な農業基準、農場要件

初版日 改訂日

2020年6月30日 2022年1月31日

開発者

レインフォレスト・アライアンス基準と保証部

文書コード

バージョン

SA-S-SD-1-V1.2JP

1.2

拘束力を持つ日

無効日

2022年7月1日

別途通知があるまでの間

承認者

基準および保証担当ディレクター

リンク先

SA-S-SD-2 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、サブライチェーン要件本資料に記載されているその他のすべての付属文書、手引き、および方針。

差し、替え文書

SA-S-SD-1-V1.1 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、農場要件

該当者

農場認証保有者

国/地域

すべて

農作物

レインフォレスト・アライアンス認証システムの範囲内のすべての農作物。 認証規則を参照してください。 認証の種類

農場認証保有者

第1.2版の主な変更点

本書

SA-S-SD-1-V1.2 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準 農場要件 (2022年1月31日発行)

における

SA-S-SD-1-V1.1 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準 農場要件(2021年1月31日発行)

からの主な調整箇所の概要

要件番号	対象事項	変更内容
9、10、14ペ	スマートメーターと指標	スマートメーターと指標に取り組む手順を明確化。
ージ		
1.1.1	団体責任者の約束	要件1.1.2と一貫性を持たせるために能力評価のスコアに関する指標を追加
1.2.4 手引き	手引きの削除	手引き書P(団体構成員登録の使用方法)を削除。手引きは団体構成員登録ツールに組み込まれた。
Р		
1.2.8	生産者団体と団体構成員	合意には、レインフォレスト・アライアンスとのデータ共有に対する団体構成員の同意が含まれなければならない旨を追加。
	間の合意	
1.2.12,	付属文書の追加	手順を補足するために付属文書S17(位置情報データの収集に関する付属文書)を追加。
1.2.13		
1.3.6	団体構成員への責任者の	団体責任者による構成員に対する財務に関する研修と支援に関する指標を、自身の農場の事業計画を立てている団体構成員の数(男女)に関
	支援	する新しい指標に変更。
1.5.1	苦情解決制度	修正。苦情処理委員会は、責任者によって形成され、少なくとも1人の団体構成員/労働者代表が含まれなくてはならない。
2.1.2	認証生産量のトレーサビリテ	この要件を実施する責任は団体責任者が負うため、生産者団体内の小規模農場はこの要件の対象外に。
	1	
3.1.2	生活所得水準基標に照ら	団体構成員の世帯の実際の純収入を評価するため、そしてそれが団体構成員のサンプルに対してのみ行われるようにするために要件を修正。
	した生活所得の評価(自	これまでの指標にかえて、純収入の平均値と中央値、生活所得水準基標との差異の平均値と中央値(金額と割合)、および生活所得水準基標
	己選択)	を満たしている生産者の割合を対象とする、新しい指標を追加。
		生活所得ツールは、付属文書S5に詳述された新しい評価の取り組みに差し替え。
3.1.2 手引き	手引きの削除	手引きQ(生活所得ツールの使用方法)を削除。調整された生活賃金の取り組みには、同手引きは不要。
Q		
3.2.2	大規模農場に対するサステ	サステイナビリティ差額は、労働者の利益のためおよび/または生産者自身のための使用が認められるようになった。 手引き SA-G-SD-22-V1(サス
	イナビリティ差額の使用	テイナビリティ投資の労働者の利益のための使用)は、本要件に差し替え。
3.2.4	サステイナビリティ差額の支	修正。農作物によっては、契約上の合意とは別に、サステイナビリティ差額に関する金額およびその他の条件を指定する約束を結んでも構わない。
	払い	

主な変更点の続き

要件番号	対象事項	変更内容
3.2.6	サステイナビリティ差額の記	要件の簡略化。より具体的な詳細は、付属文書S14 責任の共有に記載。
	録	
3.3.5	サステイナビリティ投資の記	要件の簡略化。より具体的な詳細は、付属文書S14 責任の共有に記載。
	録	
3.3.6	サステイナビリティ投資の支	責任ある認証保有者は、サステイナビリティ投資に関する金額およびその他の条件を指定する明確な契約上の合意または約束を結んでいなければな
	払い	らないとする、新しい要件を追加。この要件は、サステイナビリティ差額に対して同一の契約上の合意または約束を義務付けた要件3.2.4に整合。
5.1.5	児童労働、強制労働、差	明確化。認証1年目に、児童労働および/または強制労働に関する中/高リスクの問題に対してのみ、事前評価対処方式による詳細なリスク査定が
	別、職場内暴力とハラスメン	必要。
	トに対する事前評価対処	
5.3.1	労働者に対する書面による	3か月以上連続して業務に就く正規労働者および臨時職員に対しては書面による雇用契約が必要であることを明確化。
	契約	
5.3.3	最低賃金	賃金の年次インフレ調整を削除。この条項は、単独の自己選択型要件5.1.13として収録。
5.3.5	賃金控除	これらの送金を雇用主が完全かつ適時に実施するとの規定を追加。
5.3.11	小規模農場の労働者に対	3か月以上連続して雇用される正規労働者および臨時職員に対しては少なくとも口頭で契約を結んでいる必要があることを明確化。
	する口頭での契約	
5.3.12	労働者は書面による契約を	1か月以上連続して雇用される正規労働者および臨時職員に対しては労働者が理解できる言語での書面による雇用契約が必要であることを明確
	適切な言語で入手可能	化。
5.3.13	最低賃金	賃金の年次インフレ調整。要件5.3.3および5.4.2から削除されたインフレ調整を含めるための新しい自己選択型要件。
5.4.2	生活賃金	賃金改善計画。賃金の年次インフレ調整は削除。
5.5.2	残業	追加の残業が認められる場合がある例外的な状況を拡張し、収穫期が短い(6週間以下の)農作物を追加。
6.5.6	雨水貯留	灌漑を超えるその他の農業目的を、貯留された雨水の使用に含める修正。

目次

私たちのビジョン 6 4.1 種苗と輪作・改植 45 52 管理能力音定ツール 2020認証プログラム 7 4.2 樹木作物の剪定と更新と植え替え 46 53 リスク音定ツール 思場要件の構造 8 4.3 遺伝子組みが扱作物(GMO) 47 54 改善プロトコル 主要要件とスマートメーターの理解 9 4.4 土壌肥沃度と保全 48 56 トレーサビリティ 思場要件概要 11 4.5 総合的病害虫管理(IPM) 50 57 農業管理 認証手順 12 4.6 農業管理 52 58 総与評価ツール 改善主要専件とスマートメーターの理解 13 4.7 収穫および収穫後の慣行 56 59 生活資金を用して解酬と格差を測定するための方法 論器 51 車由意思による。事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)の手順 (FPIC)の表と基準 (はじめに	6	第4章農業	44	付属文書
2022認証プログラム 7 4.2 樹木作物の剪定と更新と植え替え 46 53 リスク音定ツール 慰場要件の構造 8 4.3 遺伝子組み換え作物(GMO) 47 54 改善プロトコル 主要要件とスマートメーターの理解 9 4.4 工場肥沃度と保全 48 56 トレーサビリティ 農場要件機要 11 4.5 総合的病害虫管理(IPM) 50 57 農業管理 認証手順 12 4.6 農業管理 52 58 給与評価ツール 改善予加・工場配・格差を測定するための方法 長期的な成果 16 55 9 生活資金を用いて報酬と格差を測定するための方法 最期的な成果 16 57 511 国部の生活資金基準点 素書の利用方法 57 511 国前の生活資金基準点 第1章管理 18 20 5.1 児童労働・強制労働・差別・職場内暴力とバラスメ ントの事前評価対処方式 59 513 団体構成員登録 1.1 管理 20 5.2 結社の自由と団体交渉 63 514 責任の共有 1.3 リスク音定および管理計画 25 5.4 生活資金 68 516 サステイナビリティの機会計画デンプレート 1.4 内部監査および自己査定 27 5.5 労働条件 69 517 位置情報データの収集 第1.6 ジェンター平等 30 5.6 健康と安全 71 手引き (物東力なし) 1.7 若手農家と若主労働者 33 第6章環境 第16章環境 第17 4 自由意思による。事前の、十分な情報に基ぐ同意 (FPIC)の手順 直径の共有 51 1 位置情報データの収集 第17 位置情報データの収集 第18 25 5.4 生活資金 68 517 位置情報データの収集 第18 25 5.5 労働条件 69 517 位置情報データの収集 第19 (前東力なし) 一般ガイド	チャー・	6			S1 用語集
農場要件の構造 8 4.3 遺伝子組み換え作物(GMO) 47 54 改善プロトル 主要要件とスマートメーターの理解 9 4.4 土壌肥沃度と保全 48 55 トレーサビリティ 農場要件概要 11 4.5 総合的病害虫管理(IPM) 50 57 農業管理 認証手順 12 4.6 農薬管理 52 58 給与評価ツール 改画手順の概要 13 4.7 収穫および収穫後の慣行 56 59 生活資金を用いて報酬と格差を測定するための方法 歳期的な成果 16 510 国別の生活賃金基準点 511 自由意思による。事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) の手順 第1章管理 18 5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とバラスメ ントの事前評価対処方式 59 513 団体構成員登録 1.1 管理 20 5.2 結たの自由と団体交渉 63 514 責任の共有 1.2 連営 21 5.3 資金と契約 64 515 農場境界ケの保全と再生に関する追加の詳細 1.3 リスク査定および管理計画 25 5.4 生活資金 68 516 サスティナビリティ投資計画デンプレート 1.6 ジェンター平等 30 5.7 住居と生活条件 74 一般ガイト 1.7 若手農家と若手労働者 32 5.7 住居と生活条件 74 一般ガイト 1.7 若手農家と若手労働者 32 5.7 住居と生活条件 74 一般ガイト 第2章トレーサビリティ 34 6.1 森林・その他の自然生態系と保護区域 80 E 監情解染 利度 2.1 トレーサビリティ 34 6.1 森林・その他の自然生態系と保護区域 80 E 監情解染 利度 2.2 オンラインブラットフォーム上のトレーサビリティ 34 6.2 自然生態系と植生の保全と逸化 81 G 収穫量推定		-			
### 1		•			
生要要件だスートメーターの理解 9 4.4 工場応次度で保室 15 55 総合的病害虫管理(IPM) 50 57 農薬管理 52 58 総合野価ツール 改善手順の概要 12 4.6 農業管理 52 58 総合野価ツール 改善手順の概要 13 4.7 収穫およ収収穫後の慣行 56 59 生活賃金基準点 51 国別の生活賃金基準点 51 見からが表		8		47	
贈場要件概要 11 4.5 総合的病害虫管理(IPM) 50 57 農業管理 認証	主要要件とスマートメーターの理解	9	4.4 土壌肥沃度と保全	48	
改善手順の概要 長期的な成果13 4.7 収穫および収穫後の慣行 第5章社会56 第5章社会59 57生活賃金を用いて報酬と格差を測定するための方法 論 10 第1章管理第1章管理 1.1 管理 1.2 運営 1.3 リスク育定および管理計画 1.4 内部監査および自己査定 1.5 苦情解決制度 1.6 ジェンター平等 1.7 若手農家と若手労働者18 29 5.6 健康と安全 5.7 住居と生活条件 5.8 J至ユニティ51 	農場要件概要	11	4.5 総合的病害虫管理(IPM)	50	
編用的な成果 16	認証手順	12	4.6 農薬管理	52	
16 第5章社会 17 第5章社会 57 511 自由意思による。事前の、十分な情報に基づに同意 18 5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とバラスメ 5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とバラスメ 5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とバラスメ 5.1 児童労働 5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とバラスメ 5.1 児童労働 5.2 結社の自由と団体交渉 5.3 団体構成員登録 5.2 結社の自由と団体交渉 63 514 責任の共有 5.3 賃金と契約 64 515 農場境界外での保全と再生に関する追加の詳細 1.3 リスク査定および管理計画 25 5.4 生活賃金 68 516 位表で表しましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	改善手順の概要	13	4.7 収穫および収穫後の慣行	56	
第1章管理 18	長期的な成果	16			
第1章管理185.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメ ントの事前評価対処方式512 非転換要件の追加詳細1.1 管理205.2 結社の自由と団体交渉63514 責任の共有1.2 運営215.3 賃金と契約64515 農場境界外での保全と再生に関する追加の詳細1.3 リスク査定および管理計画255.4 生活賃金68516 サステイナビリティ投資計画テンプレート1.4 内部監査および自己査定275.5 労働条件691.5 苦情解決制度295.6 健康と安全71手引き (拘束力なし)1.6 ジェンダー平等305.7 住居と生活条件74一般ガイト1.7 若手農家と若手労働者325.7 住居と生活条件74管理能力査定ツールの使用法第2章トレーサビリティ33第6章環境78D 位置情報データの要件とリスクマップ2.1 トレーサビリティ34 2.2 オンラインブラットフォーム上のトレーサビリティ34 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域80 80 80 81 82 82 83 84	本書の利用方法	17	第5音社会	57	
第1章管理185.1 児童分側、独制分側、差別、極場内線力どバラスタントの事前評価対処方式59513団体構成員登録1.1 管理205.2 結社の自由と団体交渉63514責任の共有1.2 運営215.3 賃金と契約64515農場境界外での保全と再生に関する追加の詳細1.3 リスク査定および管理計画255.4 生活賃金68516サステイナビリティ投資計画テンプレート1.4 内部監査および自己査定275.5 労働条件691.5 苦情解決制度295.6 健康と安全71手引き (拘束力なし)1.6 ジェンダー平等305.7 住居と生活条件74一般ガイド1.7 若手農家と若手労働者325.8 コミュニティ77A 管理能力査定ツールの使用法第2章トレーサビリティ33第6章環境78D 位置情報データの要件とリスクマップ2.1 トレーサビリティ346.1 森林、その他の自然生態系と保護区域80F ジェンダー平等2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ366.2 自然生態系と保護区域80F ジェンダー平等2.3 マスバランス376.2 自然生態系と確性の保全と強化81G 収穫量推定				37	
20 5.2 結社の自由と団体交渉 63 S14 責任の共有 1.2 運営 5.2 結社の自由と団体交渉 63 S14 責任の共有 1.3 リスク査定および管理計画 25 5.4 生活賃金 68 S16 サステイナビリティ投資計画テンプレート 1.5 苦情解決制度 29 5.6 健康と安全 71 デ引き (拘束力なし) 1.6 ジェングー平等 30 5.7 住居と生活条件 74 一般ガイド 1.7 若手農家と若手労働者 32 5.8 コミュニティ 77 A 管理能力査定ツールの使用法 8 管理計画のテンプレート 第2章トレーサビリティ 33 第6章環境 78 D 位置情報データの要件とリスクマップ 78 D 位置情報データの要件とリスクマップ 78 E 苦情解決制度 2.1 トレーサビリティ 34 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェングー平等 2.3 マスバランス 37 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定	鉅1音管理	18			
1.2 運営 5.2 結社の自田と団体交渉 63 S14 責任の共有 1.3 リスク査定および管理計画 25 5.3 賃金と契約 64 S15 農場境界外での保全と再生に関する追加の詳細 1.4 内部監査および自己査定 27 5.4 生活賃金 68 S16 サステイナビリティ投資計画テンプレート 1.5 苦情解決制度 29 5.6 健康と安全 71 手引き (拘束力なし) 1.7 若手農家と若手労働者 32 5.7 住居と生活条件 74 A 管理能力査定ツールの使用法 第2章トレーサビリティ 33 第6章環境 78 D 位置情報データの要件とリスクマップ 第2章トレーサビリティ 34 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェングー平等 2.2 オンラインブラットフォーム上のトレーサビリティ 36 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定			ントの事前評価対処方式	59	S13 団体構成員登録
1.3 リスク査定および管理計画 25 5.4 生活賃金 64 S16 サステイナビリティ投資計画テンプレート 1.4 内部監査および自己査定 27 5.5 労働条件 69 1.5 苦情解決制度 29 5.6 健康と安全 71 手引き (拘束力なし) 1.6 ジェンダー平等 30 5.7 住居と生活条件 74 一般ガイド 1.7 若手農家と若手労働者 32 5.8 コミュニティ 77 A 管理能力査定ツールの使用法 第2章トレーサビリティ 33 第6章環境 78 D 位置情報データの要件とリスクマップ 2.1 トレーサビリティ 34 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェンダー平等 2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ 36 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定			5.2 結社の自由と団体交渉	63	
1.4 内部監査および自己査定 27 5.4 生活真金 68 S17 位置情報データの収集 1.5 苦情解決制度 29 5.5 労働条件 69 1.6 ジェンダー平等 30 5.7 住居と生活条件 74 一般ガイド 1.7 若手農家と若手労働者 32 5.8 コミュニティ 77 A 管理能力査定ツールの使用法 第2章トレーサビリティ 33 第6章環境 78 D 位置情報データの要件とリスクマップ 2.1 トレーサビリティ 34 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェンダー平等 2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ 36 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定			5.3 賃金と契約	64	
1.5 苦情解決制度 29 5.5 労働条件 69 1.6 ジェンダー平等 30 5.6 健康と安全 71 手引き (拘束力なし) 1.7 若手農家と若手労働者 5.7 住居と生活条件 74 一般ガイド 5.8 コミュニティ 77 A 管理能力査定ツールの使用法 第2章トレーサビリティ 33 第6章環境 78 D 位置情報データの要件とリスクマップ 2.1 トレーサビリティ 34 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェンダー平等 2.2 オンラインブラットフォーム上のトレーサビリティ 36 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定			5.4 生活賃金	68	
1.5 苦情解決制度295.6 健康と安全71手引き (拘束力なし)1.6 ジェンダー平等305.7 住居と生活条件74一般ガイド1.7 若手農家と若手労働者325.8 コミュニティ77A 管理能力査定ツールの使用法 管理計画のテンプレート C 農場マップの作成第2章トレーサビリティ33第6章環境78D 位置情報データの要件とリスクマップ2.1 トレーサビリティ346.1 森林、その他の自然生態系と保護区域80F ジェンダー平等2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ366.2 自然生態系と植生の保全と強化81G 収穫量推定	1.4 内部監査および自己査定		5.5 労働条件	69	S1/ 位直情報テータの収集
1.6 ジェンター平等 30 5.7 住居と生活条件 74 一般ガイド 1.7 若手農家と若手労働者 5.8 コミュニティ 77 A 管理能力査定ツールの使用法 第2章トレーサビリティ 33 C 農場マップの作成 2.1 トレーサビリティ 34 D 位置情報データの要件とリスクマップ 2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ 36 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェンダー平等 2.3 マスバランス 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定	1.5 苦情解決制度		5.6 健康と安全	71	手引き(拘束力なし)
1.7 若手農家と若手労働者3233A 管理能力査定ツールの使用法 5.8 コミュニティ第2章トレーサビリティ33管理計画のテンプレート C 農場マップの作成2.1 トレーサビリティ34D 位置情報データの要件とリスクマップ2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ366.1 森林、その他の自然生態系と保護区域80F ジェンダー平等2.3 マスバランス6.2 自然生態系と植生の保全と強化81G 収穫量推定	1.6 ジェンダー平等	30			
第2章トレーサビリティ 33 第6章環境 78 D 位置情報データの要件とリスクマップ 2.1 トレーサビリティ 34 E 苦情解決制度 2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ 36 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェンダー平等 2.3 マスバランス 37 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定	1.7 若手農家と若手労働者	32			
第2早トレーサビリティ33第6章環境78D位置情報データの要件とリスクマップ2.1 トレーサビリティ346.1 森林、その他の自然生態系と保護区域80Fぎェンダー平等2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ366.2 自然生態系と植生の保全と強化81G収穫量推定			5.8 121-71	//	
第6章環境 78 位置情報テータの要件とリスクマック 2.1 トレーサビリティ 34 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェンダー平等 2.3 マスバランス 37	第2音トレーサビリティ	33			
2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ 36 6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域 80 F ジェンダー平等 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定 37			第6章環境	78	
2.3 マスバランス 37 6.2 自然生態系と植生の保全と強化 81 G 収穫量推定 37			6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域	80	
2.3 \(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}2\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}\)\(6.2 自然生態系と植生の保全と強化	81	
6. 4. 沟畔鏡側盖 8. 4. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	2.3 マスバランス	37	6.3 河畔緩衝帯	83	H 総合的病害虫管理(IPM)戦略
6.4 野生動物と生物多様性の保護 84 ^{I 剪定}					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3草収入と真仕の共有 38 ことはの管理は行う コーニー コーニー 土壌肥沃度と保全	第3章収入と責任の共有	38			
6.5 水の管理と保全 85 K 住居と生活条件 39 なる 京人なア	3.1 生産経費と生活所得	39			
3.2 サステイナビリティ差額 40	3.2 サステイナビリティ差額	40			
6.7 廃棄物管理 87 M 自然主態系C恒生			6.7 廃棄物管理	87	
3.3 サステイナビリティ投資 N エネルギー効率 6.8 エネルギー効率 88 O 温室効果ガスの削減	5.5 5.0 17 C77 HXS	12	6.8 エネルギー効率	88	
6.9 温室効果ガスの削減 89 R 事前評価対処方式ツール			6.9 温室効果ガスの削減	89	

はじめに 私たちのビジョン



認証の再構築

2018年のレインフォレスト・アライアンスとUTZ の合併は、私たちの経験を組み合わせ、持続可能な農業と関連するサプライチェーンが現在直面している課題に適合した認証に対する強力で前向きな取り組みを開発する良い機会となりました。

「認証の再構築」は、一連の主要原則(継続的な改善、データ活用、リスクベースの保証、個別の状況の考慮、そして責任の共有)に基づく私たちの長期的な展望です。

2020持続可能众農業基準農場要件

近年、持続可能な農業の必要性はかつてないほど高まってきています。農場要件は、持続可能な農業のための実用的な枠組みと対象を絞った一連の刷新を提供することにより、農家のより良い農作物の生産、気候変動への適応、生産性向上、持続可能性の取り組み成果の目標設定、最大のリスクに対処するための投資実行を手助けします。この農場基準は、認証保有者が農業の前向きな社会的、環境的、経済的影響を最大化できるように設計されているだけではなく、生産者の生活を改善し、居住地域の景観を保護するために強化された枠組みを提供します。

認証の再構築の展望への第一歩として、持続可能な農業基準の農業要件では、各認証(保有)農場/認証(保有)団体の各状況に適応した一連の要件、持続可能性リスクを特定および管理するためのリスク査定の強化、持続可能な生産に対して生産者に報酬を与え持続可能性目標を達成するための投資を目指す責任の共有要件など、数々の刷新を導入します。これらの刷新の詳細については、レインフォレスト・アライアンスのウェブサイトで公開されている「2020持続可能な農業基準-序文 |をご覧ください。

農場要件とサプライチェーン要件を合わせて、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準が形成されます。認証保有農場に適用される要件は、農場要件の資料に記載されています。認証保有サプライチェーンに適用される要件は、サプライチェーン要件の資料に記載されています。これは、これらの2つの文書の章番号に差異がある可能性があることを意味します。

基準開発

レインフォレスト・アライアンスはISEAL の正規会員です。2020 持続可能な農業基準は、その関連部品に関しては、ISEALの「優良実践に関する基準設定規約(Standard-Setting Code of Good Practice)」に従って開発されており、文書に関連性と透明性があり、利害関係者の利益のバランスが反映されることを徹底しています。



2020 認証プログラム

レインフォレスト・アライアンス2020認証プログラムは、認証の再構築のための取り組み基盤を提供します。新しい基準、保証システムおよび関連データと技術システムは、レインフォレスト・アライアンス認証を持続可能な農業生産とサプライチェーンを支援するための必須ツールとして使用する世界中の

多くの人々と企業に、より高い価値を提供するように設計されています。

2020認証プログラムは、3つの主要要素で構成され、互いに密接に連携するように設計されています。



持続可能な農業基準





農場要件



サプライチェーン要件



付属文書(拘束力あり):

認証を受けるには、付属文書の内容を遵守する必要があります。

手引き(拘束力なし):

ユーザーが要件を理解、解釈、実施するのに役立つが、審査に関して拘束力のない文書。

- 審査員が農場およびサプライチェーン要件 への遵守を
- 評価する方法を設定する要件
- 認証機関が一貫して質の高いレインフォレスト・アライアンス審査を実施することを保証する審査規則
- 新しいレインフォレスト・アライアンス基準 に対して審査を実施できる認証機関を決定 するための認証機関承認規則
- 認証機関職員に関する規則

農場およびサプライチェーンレベルの認証 保有者は、メンバーとして登録し、新しい IT プラットフォームで審査手順を管理し、認証 製品の販売取引を記録します。

新しい IT ベースのツールは、持続可能な農業基準の要件に対する持続可能性の取り組み成果をより適切に追跡および管理するために、生産者、認証保有者、サプライチェーン関係者が徐々に利用できるようになっていきます。

農場要件の構造

認証プログラムは、持続可能な農業に取り組んでいる生産者 向けに設計されており、継続的な改善は持続可能性の基本 的な信条です。農場要件は、このような目的を果たすことを目 指しています。慣行の設定に加えて、ここでの焦点は持続可能 性の結果に対する改善を可能にし、測定できるようにすること

です。農場要件には、主要要件、必須改善要件、および自己選 択型要件の3つの異なる種類の要件が含まれます。すべての 項目には合否要件があります。これに加えて、いくつかの「スマ ートメーター 」が追加されました。

要件の種類

主要要件

これらは、認証を取得するために常に満たす必要がある要件です。ほとんどの主要要件は、持続可能性の主なり スク項目に関する優れた慣行を規定しており、遵守専件(合否のどちらか)として策定されています。

改善要件

進捗をさらに促進および 測定できるように設計され ています。

必須改善要件

生産者または生産者団体が持続可能性に取り組む際に、持続可能 な農業基準の遵守に含める必要があります。

自己選択型改善要件

自身のリスク査定または希望に基づいて認証(保有)農場/認証(保 有) 団体が選択します。この選択は、樹木作物の更新と植え替えなど、 特定の改善のために受ける外部支援に依存する場合があります。

遵守測定

- 常に合否を判定
- いくつかの場合、主要要件には、測定および報告しなければなら ない規定されたしきい値(例:最低賃金の支払い)が含まれます。

● 一部の要件は合否を判定し、改善は段階的になされます(レベル1 (3年目) およびレベル 2 (6年目))

• スマートメーター、指標測定、目標設定、改善の取り組みの実施な どがあります。



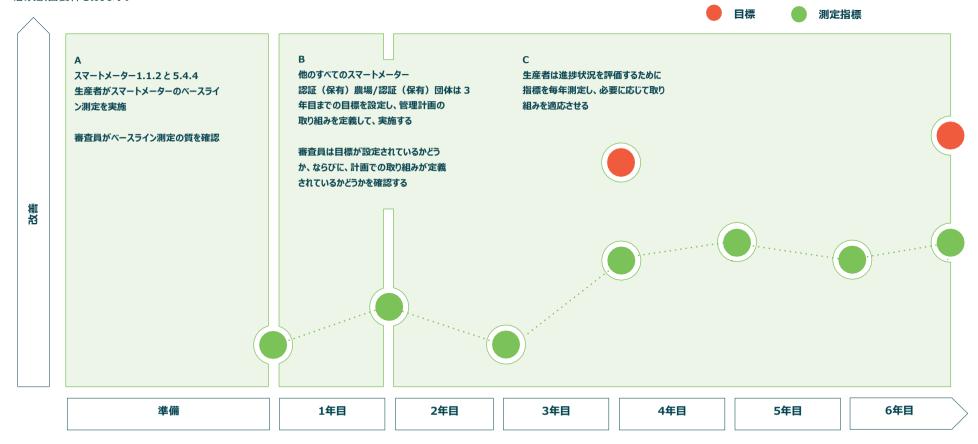
● 認証(保有)農場/認証(保有)団体が、遵守するかどうか、いつ遵守 するかを決定します。

●一部は合格/不合格判定で、段階的改善はありません。

いくつかはスマートメーター、指標測定です。

主要要件とスマートメーターの理解

本文書の基礎は、持続可能な農業の基本的な領域に焦点を 当てる主要要件にあります。以前のレインフォレスト・アライア ンスおよびUTZ 基準の必須項目または必須要件と同様に、 認証を取得するにはこれらの要件を常に満たす必要がありま す。この主要要件は、主な持続可能性項目に関する優れた慣 行を規定しており、合否要件として定式化され、規定されたし きい値が含まれる場合があります。また、合否判定方式による 必須改善要件もあります。 しかしながら、私たちの認証の再構築は、持続可能性基準の 従来の「合否判定」方式を超えて、データからの洞察と進捗状況のより正確な測定を通じて継続的な改善を促進することを 目指しています。このために、要件への新しい取り組みとして スマートメーターを導入しました。



スマートメーターの機能

スマートメーターは、個別の状況に応じたデータに継続的な 改善を組み込むための構造化された方法を生産者に提供することを目的としています。

スマートメーターには、レインフォレスト・アライアンスによっ て設定された定義済みの目標は存在しません。生産者自身が これらの指標に対する目標を設定し、改善を実現するために 実行する適切な取り組みを定義します。

生産者は、ベースライン査定を実施し、準備段階(スマートメーター1.1.2と5.5.4)または1年目(他のすべてのスマートメーター)におけるこれらの指標目標を決定し、目標を達成するための取り組みを計画および実施して、目標への進捗状況を監視します。

生産者は、指標データを使用して毎年進捗状況を反映し、進 捗状況がまったく、またはほとんどない場合に取り組み内容 を適応させます。これにより、生産者はフィードバックループを 使用できるようになり、慣行を継続的に改善できます。

スマートメーターデータの審査

- ・ 必須のスマートメーター指標の場合、データの質と実行された取り組みは、保証手順を通じて検証されます。指標データの測定レベルは、認証決定に影響を与えません。しかし、データが収集されていない場合、またはデータの質が非常に低い場合は、認証に影響を与える可能性があります。レインフォレスト・アライアンスは、指標データを学習目的で使用し、これらの指標の状況および作物固有の最適レベルを確立します。これは、認証(保有)農場/認証(保有)団体が改善の参考として使用するために行われます。
- ・ 自己選択型スマートメーターの改善のために、検証済みの スマートメーターのデータは、当事者の希望により、プロフ ァイル上、または他の外部通信で認証(保有)農場/認証 (保有)団体を公開する場合があります。

認証機関は、ベースライン測定とそれに続く年次測定が実施されたかどうかを確認し、データの質を検証します。監視審査は、学習目的のデータの監視と使用が毎年行われているかどうかを確認します。スマートメーター要件に関する監視審査の目的は、データの質と使用に関するフィードバックを学習と改善目的で認証(保有)農場/認証(保有)団体に提供することです。

認証(保有)農場/認証(保有)団体のプロファイル

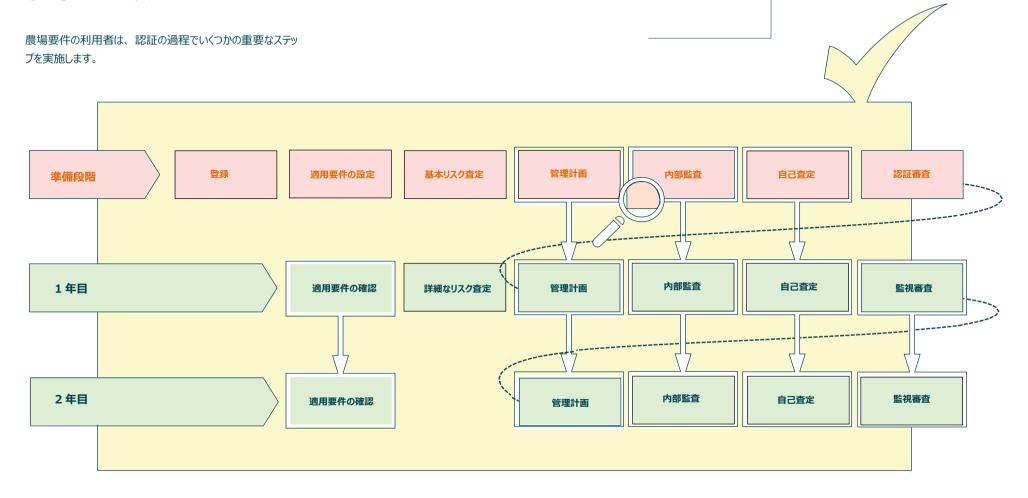
農場と生産者団体の認証保有者プロファイルは、持続可能性の取り組みと改善を伝えるために使用されるもう1つの刷新です。認証保有者プロファイルは、持続可能な農業基準からのデータと指標によって形成され、生産者がその結果、課題、および改善点を実証できるようにします。このプロファイルは、継続的な改善を推進し、生産者に力を与え、認証製品の需要を作り出し、サプライチェーンからの投資を獲得するための貴重なツールとなる可能性があります。

農場要件の概要

1.管	1.管理						
1.1	管理	スマートメーター					
1.2	運営						
1.3	リスク査定および管理計画						
1.4	内部監査および自己評価						
1.5	苦情解決制度						
1.6	ジェンダー平等	スマートメーター					
1.7	若手農家と若手労働者	自己選択					
2. 1	ノーサビリティ						
2.1	トレーサビリティ						
2.2	オンラインプラットフォーム上でのトレーサビリティ						
2.3	マスパランス						
3.収.	入と責任の共有						
3.1	生産経費と生活所得	自己選択					
3.2	サステイナビリティ差額						
3.3	サステイナビリティ投資						
4.農	*						
4.1	種苗と輪作・ 改植						
4.2	樹木作物の剪定と更新と植え替え	スマートメーター					
4.3	遺伝子組み換え作物(GMO)						
4.4	土壌肥沃度と保全	スマートメーター					
4.5	総合的病害虫管理	スマートメーター					
4.6	農薬管理						
4.7	収穫および収穫後の慣行						

5.社会					
5.1	児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処	スマートメーター			
5.2	結社の自由と団体交渉				
5.3	賃金と契約				
5.4	生活賃金	スマートメーター			
5.5	労働条件				
5.6	健康と安全				
5.7	住居と生活条件				
5.8	コミュニティ				
6.環	竞				
6.1	森林、その他の自然生態系と保護区域				
6.2	自然生態系と植生の保全と強化	スマートメーター			
6.3	河畔緩衝帯				
6.4	野生動物と生物多様性の保護				
6.5	水の管理と保全	スマートメーター			
6.6	廃水管理				
6.7	廃棄物管理				
6.8	エネルギー効率	スマートメーター			
6.9	温室効果ガスの削減	自己選択			

認証手順



適用性と個別の状況を考慮した枠組み

レインフォレスト・アライアンス認証に向けた最初のステップは、マルチトレースシステムへの登録です。これは、認証の取得に関心のある農場や生産者団体、ならびに以前のUTZおよびレインフォレスト・アライアンスプログラムで既に認証されている農場によって行われます。

登録が完了すると、ダウンロードしてオフラインでも使用できる、個別の状況を考慮したデジタル基準(国別のリスクプロファイルと認証の種類に基づいた適用要件の一覧)を受け取ります。例えば、レインフォレスト・アライアンス認証を取得しようとしている小規模なカカオ生産者団体は、「小規模農場」および「団体責任者」に適用される要件を受け取りますが、大規模農場に適用される要件は受け取りません。

最初の認証審査に遵守するための主要要件、ならびに必須のスマートメーターと長期にわたって遵守する必要のある改善要件の両方を確認することができるようになります。自己選択型要件は、選択要件としてこの概要に含まれます。

レインフォレスト・アライアンスは、トレーニングの手引き、リスク査定ツール、および管理能力査定ツール(生産者団体向け)を含む、特別仕様のパッケージを提供します。

進備

準備期間は、リスク、相違、ベースラインの初期査定を含む準備査定を生産者が実施する。ことから始まります。

基本的なリスク査定は認証を取得するために生産者が焦点を当てることが推奨されるより緊急性の高い側面と、持続可能な農業基準に遵守するために修正する必要がある相違についての洞察を提供します。管理能力査定ツールは、管理能力を強化するための領域を特定するために小規模農場の生産者団体によって使用されます。

準備査定とその他の情報源(農地、非農地を含む農場単位の地図など)は、初期の管理計画の草案を作成するための情報として使用され、持続可能な農業基準の主要要件を遵守するために実行しなければならない取り組みを示します。その後、生産者は内部監査を実施して、団体構成員の持続可能な農業基準への遵守を評価し(生産者団体の場合)、該当するスマートメーターの基準を実施します。外部審査が行われる前に、生産者団体と個々の農場は、持続可能な農業基準への遵守を評価するために自己査定を行う必要があります。

注:基本的かつ詳細なリスク査定、ジェンダーおよび気候リスク査定を含む、リスク査定のさまざまな要素がすべてリスク 査定ツールに含まれます

審杳

レインフォレスト・アライアンス農場認証は、3年周期です。準備段階から始まり、1年目は最初の認証審査合格後に始まります。

a. 認証審査

準備段階の後、生産者は独立した審査機関によって行われる 最初の認証審査を受けます。審査に合格すると、初年度の認 証が始まります。最初の認証審査では、

すべての認証(保有)農場/認証(保有)団体は、各自のカテゴリー(小規模または大規模農場、個人または生産者団体)に 適用されるすべての主要要件を遵守する必要があります。

詳細なリスク査定が最初の取り組みとなります。これには、詳細なジェンダー査定、ならびに児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントに関する詳細なリスク査定が含まれます。生産者団体認証において、児童労働または強制労働のリスクが中/高程度の場合に、この詳細な事前評価対処査定が必須となります。

この詳細なリスク査定には、自己選択型改善要件として気候変動リスク査定も含まれます。

内部監査は、リスク査定で特定された項目、以前の監査の結果、およびスマートメーターのデータ収集に重点を置いて、毎年実施されます。

h 監視審査

認証審査の間の2年間で、監視審査が行われます。この審査 にはいくつかの目的があります。

- ・ 組織の管理システムが、その責任となるすべての業務の 遵守を確実に維持しているかどうかを確認する。
- 改善の進捗状況を監視する。

指標を使用して、生産者は改善状況を確認できます。生産者の改善進捗が見られなかった場合、その原因と、この改善に取り組むために行われた業務を説明しなければなりません。 これを怠った場合、不適合または認証解除につながります。

指標データの報告

生産者は、各自の指標データをレインフォレスト・アライアンスに毎年 報告します。

要件の範囲

農場要件の範囲は、農場全体です。

第4章の農業では、農場全体に適用される総合的病害虫管理 および農薬に関する要件を除いて、認証された農作物に焦点 を当てています。

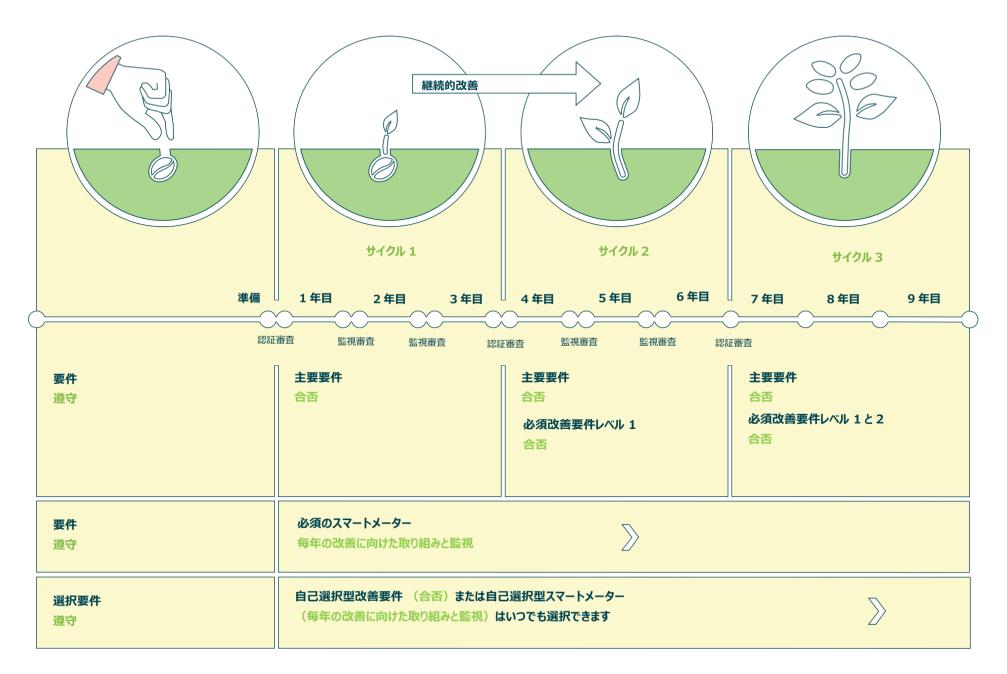
小規模農場

本基準における、小規模農場の定義は以下の通りです。

小規模農場とは、主に家族や世帯労働者、またはコミュニティの他のメンバーとの労働力交換に依存している小規模な農業生産者を指します。季節的な作業のために臨時労働者を雇ったり、あるいは(少数の)正規労働者を雇ったりすることもあります。小規模農家は通常、認証を受けるために生産者団体で組織され、記録の作成と記録の維持については団体責任者に依存します。

毎年5人以上の正規労働者に相当するあらゆる種類の労働者を雇う小規模農場は、追加要件に準拠する必要があります(付属文書S1用語集を参照)。

改善手順の概要



長期的な成果

生産者、農場労働者とその家族、およびコミュニティの生計が改善される

森林と自然生態系を保護および回復し、生物多 様性と生態系サービスが保護し、気候変動が緩 和される

団体責任者は、団体構成員のニーズとリスクに基づいてサービスを提供し、改善を支援する上でより効果的である

生産者と労働者は持続可能性の課題と慣行について 知識の向上をはかる

若手および女性農家・労働者の地位と能力の強化

団体責任者はサステイナビリティ差額を団体構成員に効果的に送金し、農場責任者は労働者の利益のために SD を費やす

サステイナビリティ投資は、主要な持続可能性の実践 と改善をサポートするために、農場や生産者団体によって効果的に使用される 農場は気候変動への適応、多様化、その他の対策を通じて、強くなる

土壌の肥沃度、水資源、およびその他の生態系サービ スの維持または強化

生産者は農作物の生産性、資金の使用効率、収益性を 最適化する

農薬による環境と健康リスクの低減

児童労働、強制労働、差別、職場での暴力やハラスメントを効果的に評価し、防止し、是正する

生産者、労働者、コミュニティ、他の人権は完全に尊重される

農場労働者とその家族は健康で安全な生活と労働条件を享受する

生産者、労働者、およびその家族は、(生活賃金または 生活所得水準に向けて)生活水準の向上を享受する 認証された生産単位の森林やその他の自然生態系は 効果的に保護し、復元される

効果的な団体責任者と支援現場の介入は、周囲の景 観における森林やその他の自然生態系の保護と回復 に貢献

農場の自然植生を維持し、強化する

野生動物と生物多様性の保護強化

水とエネルギーの使用効率の向上と、廃水と廃棄物汚染の減少

農場温室効果ガス排出の削減

トレーサビリティ

認証製品の保証とトレーサビリティの信頼性の向上

責任あるビジネス慣行は、企業のサプライチェーン全 体を通じて確立される 認証農作物のサプライチェーン内での事業において、 人権は完全に尊重される

サプライチェーン成果

認証農作物のサプライチェーン内での事業における環 境リスクの低減

本文書に掲載されている成果表の凡例

長期的な成果と影響

持続可能な農業基準の成果

必須改善要件のための原則

主要要件の原則

自己選択型改善の原則

16/89

本書の使用方法

農場要件の説明

持続可能な農業基準の農場要件文書は6つの章に分かれており、それぞれが特定の領域(農場管理、トレーサビリティ、収入及び責任の共有、農業、社会および環境)に焦点を当てています。各章の要件は、以下のような表に示されています。



下線が引かれた用語の定義は、付属文書 S1 の用語集で説明されています。

第1章

管理



農業は一種のライフスタイルというだけでなく事業でもあり、 事業の成功には管理が必要不可欠です。レインフォレスト・ア ライアンスは、効率的で透明性があり、包括的で経済的に存 立できる方法で管理された認証農場が理想的であると考え ます。そのため、農場や生産者団体が、継続的な改善のため の手順とシステムを備えた統合計画および管理システムを実 施することが不可欠となります。適切な計画と管理は、農場の 生産性と効率性に貢献環境への負担の軽減に繋がります。十 地、水、肥料、農薬の使用効率の向上は、気候変動への適応と 緩和にも効果的です(気候変動に対応した農業)。 この結果へと導くため、管理の章では、管理能力、農場と生産 者団体の運営、データ管理、持続可能性の評価、および管理 計画に関する項目を説明しています。これらの項目の要件は、 査定、計画、実施、評価、調整の手順に従います。リスク査定に 基づいて、特定の緩和策と適応策が定義されています。農場 および生産者団体の管理者は、この計画手順を実行する上で

重要な役割を果たします。この章には、認証製品のトレーサビリティを保証するための、位置情報データの収集に関する要件も含まれています。認証製品が森林伐採地域や生産が厳しく禁止されている保護地域から生産されていないことを確実にするための要件です。GPSポリゴンの収集は、農場規模に関するより正確なデータを提供します。これにより、生産量推定の分析を容易にして、農場管理を支援することも可能になります。最後に、本章には、ジェンダーと若者の参加という分野横断的なテーマが含まれています。管理の章にこのような項目を含めることは、これらの問題の基本的な重要性を表し、農場および生産者団体の複数の活動に適用されます。持続可能な農業基準は、一定レベルのジェンダーや若者の参加を要求するのではなく、農場固有の目標を達成するために、農場固有および個別の状況を考慮した目標と業務を奨励します。

第1章-農業

成里

団体責任者は、団体構成員のニーズとリスクに基づいてサービスを提供し、改善を支援する上でより効果的である

生産者と労働者は持続可能性の課題および慣行についてより知識がある

若手および女性農家・労働者の地位と能力の強化

4.内部監査と自己査定を実施して、遵守について評価し、改善点を通知する

4.データの使用と分析強化のためにデジタル化された内部監査データ

5.団体構成員、労働者、職員、その他の利害関係者は、人権の暴力やその他の問題についての苦情を安全に報告できる

6.責任者はジェンダー平等の促進を約束する

6.女性生産者と労働者による参加と意思決定が強化される

7.若手生産者と労働者による参加と意思決定が強化される

2.団体構成員、労働者、農場の (GPS) 位置に関する基本データの収集

1. 団体責任者は持続可能な農業に取り組み、その能力を評価する

1. 団体責任者の能力が向上

2.農場は正確なポリゴンデータを使用して、収穫量推定、農場管理、保証 を改善する

3.責任者はリスク査定を実施し、管理計画を策定する。責任者は、研修を含むサービスを提供し、団体構成員と労働者を援助する

3.団体構成員は、資金調達へのアクセスを改善し、収入を多様化するための研修と援助を受ける

1.サプライチェーン関係者は、自社の業務、サプライチェーン、およびその他のビジネス関係において責任ある事業活動を保証するために、その旨を定める方針を考案、採用、および普及させている

サプライチェーンの成果

責任あるビジネス慣行は、企業のサプライチェーン全体を通じて確立される

1.1 管	l.1 管理 $oxed{t}$						
番号	主要要件		生産者団体認証				
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模		
1.1.1	団体責任者は、レインフォレスト - アライアンスの持続可能な農業基準の実施に十分な資源を費やし、十分な数の従業員を関与させることにより、持続可能な農業への取り組みを実証するものとする。 団体責任者は、少なくとも3年ごとにその管理能力を評価し、持続可能な農業基準への遵守と持続可能性の取り組み成果を向上させる能力を確保する。団体責任者は、以下の項目を含む管理能力査定ツールを使用する。 ・生産者団体組織と管理体制 ・戦略的管理 ・財務管理 ・構成員の関与と構成員資格の計画 ・構成員の研修とサービスの提供 ・販売とマーケティング ・内部管理システム(IMS) 団体責任者は、管理能力査定ツールの7項目でそれぞれ最低1ポイントを獲得する。 指標 ・管理能力査定ツールの各項目のスコア。			•			
	手引き書Aを参照: 管理能力査定ツールの使用法						
番号	必須のスマートメーター						
1.1.2	団体責任者は、その団体の管理能力を向上させ、管理計画にその取り組みについて記載する。						
	指標 ・ 管理能力査定ツールの各項目のスコア。			•			
	手引き書Bを参照: 管理計画のテンプレート						

1.2 适	1.2 運営						
番号	主要要件		生産者団体認証				
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模		
1.2.1	責任者は、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準の範囲内で、適用法および団体交渉協定(CBA)を遵守する。 適用法またはCBA が持続可能な農業基準要件よりも厳格な場合、そのような法律が廃止されない限り、 その適用法またはCBA が 優先される。適用法またはCBA が持続可能な農業基準よりも厳格でない場合、その基準要件がそのような法律またはCBA の適用 を明示的に許可しない限り、その基準要件が優先される。	•	•	•	•		
1.2.2	業務委託先がレインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準に該当する要件を確実に遵守するためのメカニズムが導入される。 これは、農場の物理的制限内での現場、加工、および/または労働力の提供を行う業務委託先に有効です。		•	•	0		
1.2.3	作業前または作業時に認証規則への遵守を証明する、 <u>認証</u> 製品の最新の <u>下請業者</u> とサプライヤーおよび <u>仲買人</u> の一覧を保持する。 農場の場合、このサプライヤー一覧は、購入先の他の農場のみを参照する。		•	•	•		
1.2.4	レインフォレスト・アライアンス認証プラットフォームの生産者団体登録定型書式に従って、団体構成員ごとに必要な情報を含む、団体構成員の最新の登録が保持されます。			•			

番号	主要要件		L労 IL		個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
1.2.5	正規および臨時労働者の最新の情報一覧を保持する。各労働者ごとに、以下の情報が含まれる。 ・ 氏名 ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 雇用の開始日と終了日 ・ 賃金 住居の住所 ・ 家族の人数 ・ 家族の誕生年 軽作業を行う子供(12~14歳)および若年労働者 (15~17歳) の場合、登録には以下が追加記載される。 ・ 住居住所 ・ 親または法的保護者の名前と住所 ・ 学校登録(該当する場合) ・ 仕事や業務の種類 ・ 毎日および毎週の労働時間 適用に関する注記:サプライチェーン認証の場合、この要件は社会論題トピックで高リスクなため第5章の要件に準拠する必要がある認証保有者にのみに適用される。	平均5人以上労 働者を採用し ている場合に 該当する	•		•
1.2.6	正規および臨時労働者の最新の情報一覧を保持する。労働者ごとに以下の情報が含まれる。	•			
1.2.7	責任者は、レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準が労働者または <u>団体構成員</u> に通知する必要がある場合、いつも労働者または団体構成員の母国語で情報が提供されるようにする。		•	•	•

番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	
1.2.8	生産者団体と各団体構成員の間で、少なくとも以下の各当事者の権利と義務が特定された署名による(または判子)契約が確立される。 ・ レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準を遵守する団体構成員の義務 ・ 内部監査と外部審査および制裁の両方を受け入れる団体構成員の義務 ・ 団体構成員は、認証済みとして販売される製品はすべて自らの農場からのみ出荷されることの保証 ・ 苦情対応手順を利用して団体責任者が下した決定に対して講義する団体構成員の権利 ・ そのような団体構成員の農場データを、レインフォレスト・アライアンス利用規約およびレインフォレスト・アライアンス プライバシー方針に記載されているとおりの使用、公開、および共有を目的として、団体責任者およびレインフォレスト・アライアンスと共有することに対する団体構成員の合意 各団体構成員は契約に合意している。契約は一元的に保管され、各団体構成員がコピーを保持する。			•	
1.2.9	認証と遵守の記録は、少なくとも4年間保持される。	•	•	•	Ø
1.2.10	以下を含む農場(大規模農場)または農場範囲(小規模農場)の最新の地図を常備している。 ・ 農場/農場単位/生産地帯 ・ 加工・精選設備 ・ 人の居住地域 ・ 学校 ・ 医療センター/応急処置施設 ・ 水域や森林などの自然生態系、およびその他の既存の自然植生 ・ 河畔緩衝地帯 ・ アグロフォレストリーシステム ・ 保護区域 マップには、リスク査定で特定されたリスク領域を含む(1.3.1を参照)。最新の更新日を地図に表示する。 手引き書Cを参照: 農場マップの作成方法		•	•	•
1.2.11	以下を含めた農場のスケッチを用意する。 ・ 認証農作物の生産領域 ・ 森林 ・ 水域 ・ 建物	•			

番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
1.2.12	100%の農場について、認証農作物を持つ最大の農場単位の位置情報データが利用可能なものとする。				
	少なくとも農場の 10% では、これはGPS $_{\frac{1}{2}}$ プリゴンの形式にする。他のすべての農場では、これはロケーションポイントの形式にする。			•	
	付属文書S17を参照:位置情報データの収集				
	● 手引き書Dを参照: 位置情報データの要件とリスクマップ				
1.2.13	農場のポリゴンを利用可能とする。農場に複数の農場単位がある場合、各農場単位のポリゴンが提供されます。				
	付属文書S17を参照:位置情報データの収集		•		•
	● 手引き書Dを参照: 位置情報データの要件とリスクマップ				

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
1.2.14 L1	位置情報データ e 農場単位全体で100%利用可能なものとする。少なくとも30% は $rac{r}{r}$ 形式にする。				
	3年目終了時の目標に対応する指標の年次進捗を示す必要がある。				
	指標				
	• 位置情報データを含む農場単位の割合				
	• ポリゴンを含む農場単位の割合				
1.2.15 L2	$ r^2 $				
	6年目終了時の目標に対応する指標の年次進捗を示す必要がある。				
	指標				
	・ 位置情報データを含む農場単位の割合				
	・ ポリゴンを含む農場単位の割合				

1.3 !	リスク査定および管理計画				
番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/大 規模
1.3.1	責任者はリスク査定ツールを使用して、少なくとも3年ごとにこの基準の要件に関連して <u>リスク査定</u> を実施する。リスク緩和策は管理計画に含まれている。 付属文書S3を参照:リスク査定ツール		•	•	Ø
1.3.2	責任者は、 <u>リスク査定</u> (1.3.1) と自己査定 (1.4.2) に基づいて、目標と取り組みを含む <u>管理計画</u> を作成する。生産者団体の場合、管理計画はさらに、管理能力査定ツール (1.1.1) および内部監査 (1.4.1) に基づいて行われる。責任者は、毎年、管理計画の実施について報告する。 管理計画は毎年更新される。 手引き書Bを参照:管理計画のテンプレート		•	•	•
1.3.3	責任者は、管理計画に基づくサービスを団体構成員に提供する。サービスには、研修、技術支援、記録管理の支援、資源(苗などの)へのアクセス、啓発活動などが含まれる。責任者は、提供したサービスを文書化する。 指標 ・ 構成員に提供された研修の数 ・ 研修の項目 ・ 研修に参加している構成員の数と割合(男女比) ・ 構成員に提供されるサービスの数と種類(研修以外)			•	
1.3.4	責任者は、管理計画に基づくサービスを労働者に提供する。サービスには研修、啓発活動などが含まれる。責任者は提供されたサービスを文書化する。 指標 ・ 労働者に提供された研修の数 ・ 研修の項目 ・ 研修に参加している労働者の数と割合(男女比) ・ 労働者に提供されるサービスの数と種類(研修以外)		•		•

番号	自己選択型改善要件	生産者団体		E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
1.3.5	責任者は基本的なリスク査定(1.3.1)の結果に基づいて、詳細な気候変動に関するリスク査定を実行し、気候の脅威の詳細と地域の状況に合わせた緩和策を評価します。 付属文書S3を参照:リスク査定ツール		•	•	•
1.3.6	責任者は、団体構成員に対して以下の支援を提供する。 財務、経営管理、生産経費と純利益の理解に関する研修 金融サービス(銀行口座、モバイル決済、農場投資のためのローンなど)の利用の促進 指標 自身の農場の事業計画を立てている団体構成員の数(男女)			S	
1.3.7	 責任者は、団体構成員に対して以下の支援を提供する。 適切な所得分散戦略に関して十分な情報に基づいた意思決定を行うこと。 必要な知識、資源、サービス、市場へのアクセスを容易にし、所得分散戦略の実施を可能にする。 世帯および/またはコミュニティへの支援の拡大。 指標 少なくとも以下の1つを介して収入を多様化する団体構成員の数とジェンダー その他の収入創出活動(種類ごとに指定) 製品のアップグレード(例:湿式加工) 			•	

1.4 🕫	n部監査および自己査定				
番号	主要要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
1.4.1	団体構成員 (農場の場合) および <u>画場/施設</u> 、および/または対象範囲内のその他の関係者がレインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準に遵守しているかどうかを評価するために、内部監査システムを導入する。そのシステムには以下が含まれる。 ・ 各団体構成員 (農場の場合) 、 (処理・加工) 施設、および認証範囲内のその他の関係者 (下請業者、仲買人、業務委託先を含む) の年次監査。最初の認証審査の前に、これらすべての関係者を内部で監査する必要がある。 ・ 認証初年度の範囲:レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準の適用するすべての要件 ・ 初年度以降の範囲: <u>リスク査定</u> (農場の場合は、1.3.1参照) 、前年の内部監査、および審査結果に基づく 農場範囲のみの場合:各農場単位が少なくとも3年ごとに審査されるようにローテーションシステムが導入されている。遠隔農場単位の場合、少なくとも6年ごとに行われる。 適用に関する注記:内部監査は、複数の組織(団体構成員、画場/施設、業務委託先、下請業者)が認証に含まれている場合に実行される。			•	
1.4.2	責任者は毎年レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準への自身の遵守と、 <u>認証の範囲</u> のすべての関係者の遵守を評価するために <u>自己査定</u> を行う。 農場認証保有者の場合、自己査定には、 <u>団体構成員</u> および認証の対象となるその他の組織(<u>下請業者、仲買人、業務委託先</u> 、および処理・加工施設を含む)の内部監査の結果が含まれる。 複数の施設を持つサプライチェーン認証保有者の場合、自己査定には、下請業者を含む施設の内部監査が含まれる。			•	•

番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.4.3	承認と制裁のシステムは、団体構成員(農場の場合)および/または、 <u>圃場/施設</u> のレインフォレスト・アライアンス持続可能な 農業基準への遵守に関連して導入される。そのシステムには以下が含まれる。 ・ 書面による承認および制裁手続き ・ 承認および制裁の管理者または委員会 ・ 団体構成員/圃場/施設の改善と是正措置の追跡制度 ・ 署名および文書化され、最終的な内部監査報告書に含まれる、各団体構成員/圃場/施設の認証状況に関する決定			•	
1.4.4	内部監査員と農場の数の比率は、250の農場に対して少なくとも1人の内部監査員でなければならない。内部監査員は、1日に6つを超える農場を監査することはできない。内部監査員は研修を受け、研修内容に基づいて評価され、適切な内部監査の実践に関するスキルを習得している必要がある。			•	
番号	必須改善要件				
1.4.5 L2	内部監査データはデバイス(電話、タブレットなど)を介して収集され、団体構成員の少なくとも30%がデジタル形式で使用する。 指標 ・ 内部検査データが収集され、デジタル化された形式で団体責任者によって使用される団体構成員の割合。			Ø	
1.4.6 L2	内部監査データはデバイス(電話、タブレットなど)を介して収集され、団体構成員の少なくとも90% がデジタル形式で使用する。 指標 ・ 内部検査データが収集され、デジタル化された形式で団体責任者によって使用される団体構成員の割合。			•	

主要要件		生産者団体認証		
	小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
内部告発者を含む個人、労働者、コミュニティおよび/または市民社会が技術的、社会的、または経済的なあらゆる性質の事業動および/または業務によって悪影響を被ったという苦情を提起できるようにする苦情解決制度が導入されている。苦情解決制は、他の企業との協力を通じて、または業界プログラムまたは慣行化された制度を通じて、国連ビジネスと人権に関する指導が(UNGP)に従い、直接提供することができる。苦情解決制度は、現地語で利用可能にする必要がある。また、読むことができれか、あるいは、インターネットにアクセスできない人も利用できなければならない。苦情解決制度には、少なくとも次の要素があなければならない。 ・ 苦情に関する知識を持ち、公平で利用しやすく、ジェンダーに配慮した意思決定力のある苦情処理委員会 ・ 苦情処理委員会は、責任者よって形成され、少なくとも1人の団体構成員/労働者代表が含まれなくてはならない。 ・ 苦情解決制度には、労働者、団体構成員、職員、バイヤー、サプライヤー、先住民族、コミュニティを含む、内部およびタの利害関係者のための適切な提出窓口が設置されている。 ・ 匿名の苦情が受け入れられ、守秘義務が尊重される。 ・ 人権および労働者権利の苦情は、改善プロトコル、および状況に応じて、事前評価対処委員会および/またはジェンダー委会/担当者との協力に基づいて是正される。 ・ 苦情および合意された取り組みが文書化され、妥当な期間内に関係者と共有される。 ・ 苦情提出者は、苦情解決制度を利用した結果としての雇用/団体構成員の資格の終了、報復または脅威から保護される。 ・ 事前評価対処委員会(該当する場合):5.1.1参照ジェンダー委員会/担当者:1.6.1参照 ・ 対象を表し、対象に対象を表し、表し、対象を表し、表し、対象を表し、表し、対象を表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表	見りい合	•		

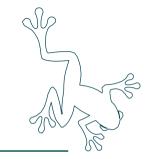
1.6 ≥	ジェンダー平等				
番号	主要要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
1.6.1	責任者は以下によって ジェンダー平等の促進を約束する。 ・ 団体構成員/労働者への書面による声明。 ・ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進に向けた対策の実施、監視、評価を担当する委員会を任命する。大規模農場の場合を除き、責任者は、委員会の代わりに担当者を任命することが選択できる。 担当委員会/担当者の責任は以下の通り。 ・ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントについて知識を持って精通している。 ・ 委員会の場合、少なくとも1人の女性と1人の責任者を含む。 ・ 団体構成員/労働者に知られており、話しかけやすく、信頼されている。		•	•	•
1.6.2	 担当委員会/担当者は、以下の活動を実行する。 基本的なリスク査定に従ってジェンダー平等を促進する対策を実施(1.3.1)し、これらの対策を管理計画に含める(1.3.2)。 少なくとも年に1回、責任者と(生産者団体)職員のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する啓発活動を行う。 改善プロトコルに従って、ジェンダーに基づく暴力およびジェンダーに基づく差別に関する改善に関与する。 付属文書S3を参照:リスク査定ツール 付属文書S4を参照:改善プロトコル 		•	•	•

番号	必須のスマートメーター		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
1.6.3	 1年目以降、担当委員会/担当者は、以下を行う。 ・ ジェンダーに対する詳細なリスク査定を実施し、これを少なくとも3年ごとに繰り返す。 ・ ジェンダーに対する詳細なリスク査定ツールから、少なくとも3つの優先する指標とそれぞれの緩和策を決定する。 ・ 優先される緩和策を管理計画に組み込む。 ・ 緩和策を実装および監視する ・ この緩和策と指標について、毎年管理者に報告する。 付属文書S3を参照:リスク査定ツール		•	•	•

番号	自己選択型スマートメーター		生産者団体認証		個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
.7.1	責任者は、農業と管理業務への若者 (35歳未満) の参加と育成を促進する。		•	•	•

第2章

トレーサビリティ



成功する、信頼される持続可能な農業認証プログラムは、認証製品が実際に基準に従って生産されているということを、自信をもって利用者に提供できなければなりません。これにはサプライチェーンに沿って、生産者から小売業者まで製品を追跡できる強固で透明性が高いシステムが必要です。

本章の要件は、業務内の認証生産量、非認証製品からの完全 分離、販売取引、転換方法、および商標の使用を正確かつ確 実に記録するための枠組みを生産者に提供します。

1.認証製品のトレーサビリティを向上させるために、生産の正確な推定、完全分離、および文書化が実施

2.すべての取引は、レインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームに記録。レインフォレスト・アライアンスの使用は、ラベル表示とおよび商標方針に準拠

>

第2章-農場とサプライチェーンの成果

認証製品の保証とトレーサビリティの信頼性の向上

3.マスバランスが認められている農作物については、認証として販売するための規則が施行される

2.1 }	・レーサビリティ				
番号	主要要件		生産者団体認証	個別認証	
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
2.1.1	合計認証生産量と各生産者の認証生産量(単位はkg で、花の場合は本)は、年に1回見積もられる。これは、農場または農場単位の代表的なサンプルの収穫量推定(kg/ha、花の場合は本/ha)を行う際の信頼できる方法論に基づいている。方法論と計算は文書化されている。 指標 ・ 推定認証製品生産量(kg または本) 手引き書Gを参照: 収穫量推定		•	•	•
2.1.2	責任者は毎年以下を見積もる。 ・ 収穫された認証農作物の総生産量(単位はkg、花の場合は本) ・ 購入、生産、販売された製品、および在庫の製品のバランス 推定生産量と実際の生産量の差が15%を超える場合は、妥当な根拠が示されるものとし、そのような差が発生しないように対策が講じられる。 生産者団体の場合は、生産者団体レベルと個々の構成員の両方でその差異が確認され、正当化される。 指標 ・ 認証農作物の総収穫量(単位はkg、または本)		•	•	•
2.1.3	認証製品は輸送、保管、加工を含む、すべての段階で非認証製品から視覚的に分離されている。			•	•

番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	小規模農場 大規模農場		小規模/大 規模
2.1.4	責任者は、認証の範囲の最終的な位置までの、(収集場所、輸送、加工装置、倉庫などでの)すべての仲買人、および製品に対して実行された加工を含んだ製品工程を正確に叙述している。			•	•
2.1.5	生産者団体が認証済みとして販売している製品は、生産された認証農場まで遡ることができる。				
	責任者は、認証、複数認証、および非認証製品の物理的な配送に関連する購入および販売書類を保持し、確実に、すべての仲買人が同様に行うようにする。				
	購入および販売書類には、日付、製品の種類、認証済み数量(の割合)、団体構成員の名前、ならびに関連する場合はトレーサビリティの種類が含まれる。			•	•
	団体認証の場合、団体責任者は、 <u>団体構成員</u> から生産者団体または <u>仲買人</u> に各配送ごとに、その団体構成員の名前、団体構成員 ID、日付、製品の種類、および数量を明記した受領書を確実に受け取る。				
2.1.6	認証製品の出荷量は、総生産量(農場の場合)、認証製品の購入と前年の残存する在庫の合計を超えていない。			•	•
2.1.7	数量の <u>重複販売</u> が行われていない。非認証製品として販売された製品、別のスキームまたは持続可能性イニシアチブの下で販売された製品が、レインフォレスト・アライアンス認証としても販売されていない。複数のスキームで <u>認証</u> された製品の販売は可能である。			•	•
2.1.8	団体構成員は、団体構成員の名前、団体構成員ID、日付、製品の種類、数量などの受領書を確実に保管する。	•	•		
2.1.9	換算係数を計算するための正しい方法論が、各認証製品に対して実証され、文書化され、それに応じて <u>トレーサビリティプラットフォーム</u> に反映される。 付属文書S6を参照:トレーサビリティ		•	•	•
2.1.10	<u>認証</u> 製品の重量または数量を定義するために使用される機器は、毎年調整されている。		•	•	•

2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ レインフォレスト・アライアンス認証プログラムでオンライントレーサビリティが提供されている農作物に従事する認証保有者に適用される。

番号	主要要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
2.2.1	認証製品の販売数量は、出荷が行われた四半期の終了時から遅くとも2週間後以内にレインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームに記録されている。 付属文書S6を参照:トレーサビリティ			(•
2.2.2	レインフォレスト・アライアンス認証製品のバイヤーは、 <u>トレーサビリティプラットフォーム</u> での取引が、購入および/または出荷した認証製品の請求書と一致することを定期的に確認する手続きを実施する。			S	•
2.2.3	レインフォレスト・アライアンス認証として販売されなかった数量および/または規格外品や紛失数量は、出荷が行われた、または数量を紛失した四半期の終了時から2週間以内にトレーサビリティプラットフォームから削除される。 付属文書S6を参照:トレーサビリティ			•	•
2.2.4	一般に公開される商標使用の場合、包材用および広報資料向けの「レインフォレスト・アライアンス2020 ラベル表示と商標方針」に従って、承認が取得されている。			•	•

2.3 マスバランス トレーサビリティの種類のマスバランスを許可されている農作物にマスバランスを適用する認証保有者に適用される。 付属文書S6、トレーサビリティを参照。

番号	主要要件	:	生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
2.3.1	数量 <u>クレジット</u> は、実際に発生する可能性のある手順に対してのみ転換されている。転換により以前の製品に戻すことはできない。			>	•
2.3.2	マスバランスとして販売される製品の数量は、認証済みとして購入された数量で100% 包含されている。			•	•
2.3.3	認証済みとして販売される数量は、原産国情報の最小パーセンテージ要件を満たさなければならない。			()	•
2.3.4	認証製品として販売された数量の購入および販売に関する書類には、認証および非認証された数量に関する国レベルの原産地情報が含まれている。 付属文書S6を参照:トレーサビリティ			•	•
2.3.5	クレジット取引は、認証内に限定されている。ある認証から別の認証への移動には、関連製品の出荷が伴う。			•	•

第3章

収入と責任の共有



レインフォレスト・アライアンスは、持続可能性を私たちが事業を行う部門の標準にすることを目指しています。これには特定部門におけるサプライチェーンの業務原則の根本的な変革を伴います。農業生産の持続可能性が製品の経費・費用に加えて重要なサービスとして評価および価格設定され、原産地での持続可能性の実践を推進するために必要な投資は、市場および生産者が負担するシステムへと移行します。

これらの目標は、2020持続可能な農業基準における2つの重要な要素の中に示されています。1つ目は、サステイナビリティ差額です。これは、認証農作物の販売に対して市場価格に加えて生産者に支払われる必須の金銭的支払いです。2つ目は、サステイナビリティ投資です。これは、原産地における持続可能性の進展を促進するために必要な投資が市場関係者によって行われます。

本章は、生産者の収益性と収入を向上させるための、生産経費と生活所得に関する2つの自己選択型要件から始まります。生活所得の概念において、その目標は生産者が事業の収益性を向上させ、少なくとも家族や世帯が適切な生活水準を維持できる収入を得ることと認識されています。

- 1.団体構成員の純利益は、生活所得水準基標に対して評価される生産経費のコストに関するデータを収集して収入を算出する。
- 2.団体責任者は、サステイナビリティ差額を現金で団体構成員に送金する。 農場責任者は、労働者に利益をもたらすためにサステイナビリティ差額を
- 3. 責任者は、持続可能性を改善するために必要な投資を定義する
- 3. 団体構成員と労働者は共有投資について相談する

第3章-農場とサプライチェーンの成果

生産者、労働者、およびその家族は、(生活賃金または生活所得水準に向けて)生活水準が向上する

団体責任者はサステイナビリティ差額を団体構成員に効果的に送金し、農場責任者は労働者の利益のために SD を費やす

サステイナビリティ投資は、主要な持続可能性の実践と改善を支援するために、農場や生産者団体によって効果的に使用される

3.認証製品のバイヤーは、市場価格に加えて現金支払い方式でサステイナビリティ差額を支払う

3.認証製品のバイヤーは、農場のサステイナビリティ投資計画に貢献する

4.サプライチェーン関係者は、農場の賃金改善計画に財政的またはその他 の種類の投資で貢献する

3.1 5	上産経費と生活所得 				
番号	自己選択型改善要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
3.1.1	団体責任者は、生産経費(例えば、肥料、農薬、有給労働、設備の費用)の主要な決定要因に関するデータを収集し、団体構成 員のサンプルの認証農作物からの純収入(総収入-生産経費=純収入)を計算する。団体責任者は、分析データを団体構成員と共 有する。 指標 ・ 収穫された製品 1kgあたりの生産経費			•	
3.1.2	団体構成員の世帯の実際の純収入は、生活所得水準基標に対して評価される。 指標 ・ 純収入の平均値と中央値 ・ 生活所得水準基標との差異の平均値と中央値(金額と割合) ・ 生活所得水準基標を満たしている生産者の割合 付属文書S5を参照:生活所得			•	

3.2 +	ナステイナビリティ差額				
番号	主要要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
3.2.1	団体責任者はレインフォレスト・アライアンスサステイナビリティディ差額の全額を、現金またはその他の金銭による支払いで団体構成員に送金する。 ・ 配送された数量に基づく比例配分 ・ 適切な時期と方法で、少なくとも次の農作物シーズンの前に、または継続的な収穫の場合は少なくとも年に1回 団体責任者は少なくとも年1回、下記を行う。 ・ 数量によって受け取ったレインフォレスト・アライアンスサステイナビリティ差額を文書化する。各バイヤーからのサステイナビリティ差額の支払いについては、市場価格、品質プレミアムや生活所得差額などの農作物および国別のプレミアムなどの他のプレミアムと明確に区別される個別の記録を保持する。 ・ 認証農作物に対して受け取ったサステイナビリティ差額を、団体構成員に伝える。 ・ レインフォレスト・アライアンス サステイナビリティ差額の団体構成員への支払いを文書化する。 指標 受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステイナビリティ差額の金額 ・ 団体責任者レベルで受け取った合計金額 ・ 団体構成員レベルでの数量あたりの受け取り金額			•	
3.2.2	レインフォレスト・アライアンスの <u>サステイナビリティ差額</u> は、生産者および/または労働者の利益のために使用される。 農場責任者は、少なくとも年に一度、以下を文書化する。 ・ 数量ごとに受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステイナビリティ差額。各バイヤーからのサステイナビリティ差額の支払いについては、市場価格、品質プレミアムまたは農作物や国別のプレミアムなどのその他のプレミアムと明確に区別される個別の記録を保持する。 ・ サステイナビリティ差額が、A)生産者の利益のため、および/またはB)指定カテゴリを含む、労働者の利益のために、どのように使われているか。サステイナビリティ差額が労働者の利益のために使われる場合、農場責任者は、優先順位とサステイナビリティ差額の配分について、労働者代表と協議する。サステイナビリティ差額は、賃金、労働条件、健康と安全、および住居の各カテゴリに対して配分できる。 指標 ・ 受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステイナビリティ差額の金額(合計および数量ごと) ・ a)賃金、b)労働条件、およびc)健康と安全のカテゴリに対する、A)自己使用、およびB)労働者の利益への、受け取った合計金額に占めるサステイナビリティ差額の割合。		•		•

番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	
サプラ	イチェーンの認証保有者、および他の農場から直接認証製品を購入する農場認証保有者に適用される。				
3.2.3	責任ある認証保有者は、現金で市場価格に加えて、品質プレミアム、またはその他の差額、つまり、 <u>サステイナビリティ差額</u> を支払う。サステイナビリティ差額は現物で支払うことはできない。 付属文書S14を参照:責任の共有			0	•
3.2.4	責任ある認証保有者は、 <u>サステイナビリティ差額</u> の支払いに関する金額およびその他の条件を明記する明確な契約上の合意または約束を結ぶ。 付属文書S14を参照:責任の共有			0	•
3.2.5	サステイナビリティ差額の全額は、少なくとも年に1回、関連する農作物に定義された支払い期日までに支払われる。 付属文書S14を参照:責任の共有			•	Ø
3.2.6	サステイナビリティ差額の確認は、トレーサビリティプラットフォームに記録される。 付属文書S14を参照: 責任の共有			•	•
3.2.7	最小値が定義されている農作物の場合、支払われる <u>サステイナビリティ差額</u> は少なくとも規定の最小値になる。 付属文書S14を参照:責任の共有			9	Ø

号	主要要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/大 規模
3.1	責任者は、レインフォレスト・アライアンス <u>サステイナビリティ投資</u> 計画テンプレートを使用して、持続可能性を改善するために必要な投資を少なくとも毎年定義する。				
	責任者は次の情報源を使用して、投資ニーズを通知する。 ・ 管理計画(管理能力査定とリスク査定の結果を含む)				
	・ 審査報告・ 内部監査および自己査定				
	責任者はレインフォレスト・アライアンスの投資カテゴリに従って、この投資計画のバイヤーから受け取った現物および現金によるサステイナビリティ投資を文書化する。			•	•
	指標				
	・ レインフォレスト・アライアンスが定義する投資カテゴリごとに指定された投資ニーズ。				
	・ バイヤーから受け取ったサステイナビリティ投資。				
	・ 受け取った合計金額の%として、事前定義された投資カテゴリに対するサステイナビリティ投資の分布				
	付属文書S16を参照:サステイナビリティ投資計画テンプレート				
番号	必須改善要件				
3.3.2	THE THE TAX OF THE TAX			•	
_1	てバイヤーと毎年協議する。				
.3.3	<u>農場責任者は、毎年、労働者</u> の代表と協議して、 <u>投資計画</u> の内容を共同で定義する。農場責任者は、投資計画への貢献についてバイヤーと毎年協議する。				Ø

番号	主要要件		生産者団体認証		個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大 規模
サプラ・	イチェーンの認証保有者、および他の農場から直接認証製品を購入する場合、農場認証保有者に適用される。				
3.3.4	サステイナビリティ投資の全額は、少なくとも年に1回、関連する農作物に定義された支払い期日までに支払われる。			()	©
3.3.5	サステイナビリティ投資の確認は、トレーサビリティプラットフォームに記録される。 付属文書S14を参照:責任の共有			•	•
3.3.6	認証保有者は、サステイナビリティ投資に関する金額およびその他の条件を指定する明確な契約上の合意または約束を結んでいる。適用性の詳細については付属文書S14を参照。			•	•

第4章

農業

本章では、持続可能な農業、農作物の生産性と収益性、自然 資源と生態系サービスの成果に焦点を当てています。ここで の成果には、気候変動に対応した農業と食料安全保障に対 する目標が含まれます。つまり、農場と生産者団体は、持続可 能な慣行を実施し、可能な場合は多様化することで、気候変 動を緩和およびそれに適応し、その対応力を高めます。

農業慣行の章における項目は、これらの成果を達成するため に連携して機能します。持続可能な生産慣行、土壌の肥沃度 と保全、総合的病害虫管理、安全な農薬管理に関連する農業 活動は、持続可能な生産性と収益性の成果、ならびに自然資 源の保全と生態系サービスを支援します。ここでの要件は、データと自然資源が効率的に使用され、自然循環を最適化し て、気候変動への適応力を向上させ、土壌の肥沃度と健康を

- 1.種苗と輪作・改植は土壌と農作物の健康を改善する
- 1.病気を予防し、病気のサイクルを断ち切るための措置が取られる
- 2.樹木作物の適切な更新と植え替え
- 2.樹木作物の改善された更新と植え替え
- 3.認証農作物は遺伝子組み換えされていない
- 3.農場全体に GMO がない
- 4.生産者は土壌肥沃度を高めるための対策を実施する
- 4.最適化された肥料の使用; 改善された土壌被覆率

向上し、花粉媒介者を引き付け、水の保持と管理を改善し、農薬を最小限に抑え、環境へのさらなる悪影響が軽減されるように、その地域固有の状況を考慮した慣行を奨励します。

最後に、農作物の収益性は、農場や生産者団体が市場の需要 を満たすために農作物の品質改善を達成する収穫後の慣行 によって支えられています。

本章の要件項目の施行は持続可能な農業活動の幅広い基礎の一部を形成するため、他の分野、市場、および支援活動の介入と組み合わせることで、部門レベルおよび地域レベルでの影響を支援できるようになります。

第4章 - 農業成果

| 気候変動への適応、多様化、その他の対策を通じて、農場の回復力が向上 | する

> 土壌の肥沃度、水資源、およびその他の生態系サービスが維持または強化 されている

農家は作物の生産性、投入物の使用効率、収益性を最適化する

農薬による環境と健康のリスクの低減

5.病害虫を防ぎ、農薬の使用を削減するために、総合的病害虫管理手法が 実施される

5. 高度な IPM 慣行: 農薬の使用の削減

6.農薬は安全、効果的、効率的な方法で使用される

6.高度な農薬管理農薬管理

7.収穫および収穫後の慣行による、製品品質の向上および損失量削減

7.最大残留レベルを尊重する測定基準が講じられる

>

>

>

4.1	種苗と輪作・改植				
番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	
4.1.1	植栽、接ぎ木、更新と植替えのための植物品種は、品質、生産性、病害虫や病気への耐性、植物の寿命期間中における気候への適合性に基づいて選択される。これは、気候に関する <u>リスク</u> 査定(1.3.5)の結果(実行された場合)に従って行われる。 種苗材料は病害虫や病気を持っていない。	8	•	()	()
4.1.2	新しい植栽には、十分に確立された作付体系がある。以下がその例となる。 ・ 使用する品種の要件 ・ 地理的、生態学的、農学的条件 ・ 発根深度と土壌用途が異なる農作物の多様化と混作により、土壌の品質と健康を向上 ・ 植栽密度	•	•		•
番号	必須改善要件				
4.1.3 L1	生産者は、病害虫や病気を防ぎ、それらの生物学的サイクルを破壊し、土壌の健康を支援し、雑草管理を改善するための対策を実施する。 このような対策には、混作や、 <u>輪作</u> や休閑地にするなど、農作物のサイクルの合間に行われる対策が含まれる。 手引き書Hを参照:総合的病害虫管理(IPM)	•	•		•

4.2 桂	対木作物の剪定と更新と植え替え				
番号	主要要件		生産者団体認証	Ε	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
4.2.1	責任者は、農作物の必要性、農業生態学的条件、および適用可能な剪定の手引きに従って、適切な形成、維持、および <u>剪定</u> のために、切り戻し・剪定のための剪定周期を実施する。				
	団体責任者は、この剪定周期を実施するために団体構成員を支援する。			•	•
	手引き書 を参照: 剪定				
番号	必須のスマートメーター				
4.2.2	生産者は4.2.1の要件に従って <u>剪定</u> を行う。	_			
	指標 ・ 農作物の必要性、農業生態学的条件および適用可能な剪定手引きに従って適切に剪定する団体構成員の割合	•			
番号	自己選択型スマートメーター				
4.2.3	生産者は、生産性を維持するために、年齢、病気、またはその他の原因に応じて <u>認証</u> 農作物を <u>更新</u> する。これには、生産地域の 植え替え、間隙充填、接ぎ木が含まれる。	•	•	•	
	指標 ・ 小規模農場の場合、認証農作物に更新と植え替え慣行を適用した団体構成員の割合 ・ 大規模農場の場合、更新慣行が実施されている認証農作物が栽培されている農地の割合				•

4.3 造	遺伝子組み換え作物(GMO)				
番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
4.3.1	認証農作物は、遺伝子組み換え(GMO)はされていない。	•	•	•	•
番号	自己選択型改善要件				
4.3.2	農場には、遺伝子組み換え農作物(<u>GMO</u>)が存在しない。	•	•	•	•

4.4 =	- 壌肥沃度と保全				
番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模
4.4.1	責任者は、その地域の代表的なサンプルに対して土壌評価を実施し、少なくとも3年に1回これを更新する。土壌評価には、該当する場合、以下が含まれる。 ・ 侵食されやすい地域と斜面 ・ 土壌構造 ・ 土壌深度と土壌層位 ・ 圧縮領域の高密度化 ・ 土壌水分と土壌中の水位 ・ 排水条件 ・ 栄養不足の視覚的症状のある領域の特定		•	•	•
4.4.2	土壌評価に基づいて、責任者は土壌管理対策を特定し、これらを <u>管理計画</u> に含めて、土壌有機物を蓄積させ、農場での養分リサイクルを増やし、土壌水分を最適化する。 手引き書Jを参照:土壌肥沃度と保全		•	•	•
4.4.3	責任者は、その地域の代表的なサンプルに対して、主要栄養素と有機物を含む定期的な土壌試験および/または(視覚的な)葉の 試験を実施する。多年生植物の場合、これは少なくとも3年に1回、一年生植物の場合は少なくとも年に1回行う。		•	0	•
4.4.4	利用可能な場合、生産者は最初に農場で生産された有機肥料を含む副産物を使用する。より多くの栄養素が必要な場合は、可能な場合は他の有機肥料または無機肥料で補う。 リスクを最小限に抑えるために、肥料として使用する前に、動物性肥料は高温で <u>堆肥化</u> される。生産者は、動物性肥料と堆肥を水域から少なくとも25メートル離れた場所に保管する。	•	•		•

番号	必須改善要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
4.4.5 L1	生産地域の土壌は露出したままではなく、被覆作物、作物残渣、根覆いなどの手段によって保護されている。	•	•		•
4.4.6 L1	肥料は、農作物が必要なときに必要な場所で栄養素を得られるように適用され、環境汚染が最小限に抑えられている。	0	0		Ø
番号	必須のスマートメーター				
4.4.7	生産者は、無機肥料の使用を監視および最適化する。				
	指標				
	・ ヘクタールあたりのN、P、Kの量(kg/ha、年または作付サイクルごと)	S	•		•
	小規模農場の生産者団体では、代表的なサンプルを使用して指標を監視できる。 				

4.5 糸	総合的病害虫管理(IPM)					
番号	主要要件		生産者団体認証			
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模	
4.5.1	責任者は、有能な専門家によって開発されたIPM戦略を実装する。IPM 戦略には、加工・精選設備を含む、農場全体の範囲に対する防止、監視、および介入対策が含まれる。IPM 戦略は、気候条件、病害虫監視結果、実施されたIPMの取り組み、および農薬散布記録に基づく。IPM 戦略は毎年更新される。 手引き書Hを参照:総合的病害虫管理(IPM)		②	•	•	
4.5.2	生産者は、定期的に病害虫とその主要な天敵を監視する。 監視記録は、生産者の代表的なサンプルのために、大規模農場と団体責任者によって管理される。記録には、日付、場所、病害虫の種類、または有益な昆虫が含まれる。	•	•	•	•	
4.5.3	病害虫の予防と防除のために、生産者は最初に生物学的、物理的、およびその他の非化学的防除方法を使用し、これらの方法の使用と有効性を文書化する。害虫の <u>閾値</u> に達した場合、生産者は、 <u>能力のある技術者</u> の助言、および/または公式の国家機関による助言または指示に従って、 <u>農薬</u> を散布することができる。					
	 農薬を使用する場合、 可能な限り低い毒性と最高の選択性を持つ農薬が使用される。 散布は影響を受けた植物と地域でのみ行われる。 様々な<u>有効成分</u>を使用して、抵抗を回避および軽減する。 予定的散布は基本的に行わず、能力のある技術者または公式の国家機関によって推奨された場合にのみ許可される。 	•	•		•	
4.5.4	病害虫管理活動に関与している生産者と労働者は、IPM戦略について訓練を受けている。	•	•	•	•	

番号	必須改善要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
4.5.5 L1	生産者は <u>IPM</u> 戦略をすでに実施している。	•			
4.5.6 L2	生産者は農作物生産地域の近くの <u>自然生態系</u> を強化し、 <u>天敵</u> の生息地を増やす。例としては、昆虫飼育場、鳥/コウモリ/花粉媒介者を惹きつける木や低木を植えること、低地を植生のある小さな池に転換して水辺と植生を強化することなどがある。	0	•	0	Ø
番号	必須のスマートメーター				
4.5.7	生産者は <u>農薬</u> の使用を監視し、削減する。 指標 ・ ヘクタールあたりの <u>有効成分</u> (kg/ha、年または作付サイクルごと) ・ 例外的使用リストおよびリスク軽減リストに記載されている使用された有効成分 小規模農場の生産者団体では、代表的なサンプルを使用して指標を監視できる。 付属文書S7を参照:農薬管理	•	•	•	•

4.6	4.6 農薬管理					
番号	主要要件		生産者団体認証			
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模	
4.6.1	以下に該当する農薬は使用されていない。 ・ レインフォレスト・アライアンスの禁止農薬リストまたは廃止農薬リスト。 ・ 適用法により禁止されている。 ・ その農場がある国で合法的に登録されていない。 生産者は、許可された販売者が販売した購入時のままの密封された元の)パッケージに入った農薬のみを、使用する。 家畜やペットに使用される化学物質は、この基準の範囲に含まれない。 団体責任者に購買業務がある場合に適用。 付属文書S7を参照:農薬管理	•	•	•	•	
4.6.2	生産者がリスク軽減リストに含まれている農薬を使用する場合、付属文書S7「農薬管理」に記載されているように、それぞれに対するリスク軽減慣行がすべて実施される。 生産者が例外使用方針に含まれる農薬を使用する場合、この方針に記載されているように、それぞれのリスク軽減慣行がすべて実施される。 付属文書S7を参照:農薬管理 参照:FAO / WHOの非常に有害な農薬の例外的な使用に関する方針	•	•	•	•	
4.6.3	農薬を扱う人は、農薬の準備と適用に熟練しており、毎年訓練を受けている。農薬を取り扱う人は、製品のラベルまたは製品安全データシート(MSDS)に規定されている防護服(PPE)を使用する。そのような情報がない場合は、潜在的なリスクに応じて、能力のある技術者の推奨に従って、追加のアイテムを備えた基本的な防護服を着用する。防護服は良好な状態である。使用直後、防護服は安全に洗浄および保管され、労働者の住居に持ち込まれない。使い捨てのアイテムは、1回の使用後に廃棄される。 PPE は労働者に無料で提供される。 農場/団体責任者には、PPEの使用を記録、監視、および実施するシステムがある。	•	•	•	•	

番号	主要要件		生産者団体認証			
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模	
4.6.4	農薬を扱う人は、使用後、入浴、着替え、洗濯を行う。					
	<u>責任者</u> は、農薬取扱者に、少なくともプライバシー、水、および可能な場合は入浴施設を提供する。	•	•	•	•	
4.6.5	 農薬は、ラベル、MSDS、またはセキュリティタグに従って、または特に以下に関しては、公式の国家機関または有能な技術者が推奨するように準備および散布される。 散布領域までの安全な輸送 正しい投与量 適切な機器と技術の使用 適切な気象条件 現地言語による警告標識や、影響を受ける可能性のある人やコミュニティへの事前の通知を含む、立ち入り制限時間(REI)の配慮 他に情報がない場合、WHO クラスII 製品の場合の最小散布間隔制限は48時間、その他の製品の場合は12時間である。立ち入り制限が異なる2つ以上の製品を同時に使用した場合、最も長い間隔が適用される。 余剰混合物と農薬の過剰使用を減らすため、量と散布量の計算方法が見直され、改良されている。 	•	•	•	•	
4.6.6	製品のMSDS、ラベルまたはセキュリティタグ、または公的機関による規制で規定されている、農薬散布から収穫まで間隔が遵守されている。農薬散布から収穫まで間隔が異なる2つ以上の製品を同時に使用した場合、最も長い間隔が適用される。 散布区域から水生および陸生のすべての自然生態系とインフラストラクチャを含む他の領域までの農薬の飛散またはその他の原因による農薬の汚染を回避するための制度が確立および維持されている。	•	Ø	•	•	
4.6.7	この手順には、 <u>植生防壁</u> 、 <u>農薬散布禁止地帯</u> 、またはその他の効果的な手順が含まれる。 空中散布は、付属文書S7の農薬管理に概説されている条件の下でのみ許可される。					
	付属文書S7を参照:農薬管理	•	•	S	•	

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/
4.6.8	 農薬散布が記録されている。記録には以下が含まる。 製品のプランド名と有効成分 散布日時 散布場所と面積(サイズ) 投与量 農作物 散布者の名前 対象病害虫 団体責任者は、必要に応じ団体構成員の記録管理を促進する。 	()	•	•	•
4.6.9	空の農薬容器と散布装置を3回洗浄し、最後のすすぎ水を農作物に適用する農薬の混合に使用します。農薬散布後、散布装置を3回洗浄し、余った混合物を10倍量のきれいな水で希釈して農薬散布の対象となる圃場に均等に散布することで、環境や人の健康への悪影響を最小限に抑えて廃棄する。 空の農薬容器は、正式な収集とリサイクルプログラムによって安全に処分されるか、サプライヤーに返却されるまで、鍵付きの倉庫に保管される。サプライヤーが空の容器を処分してくれない場合、他の使用を防ぐために切断されるか、穴が開けられる。 禁止、廃止、期限切れの農薬は、サプライヤーまたは地方自治体に返却される。収集システムがない場合、これらの製品にはラベルが付けられ、鍵付きの場所に他の製品とは別に保管される。	•	•	•	•
4.6.10	 農薬と散布装置は、ラベルの指示に従って、環境と人間の健康への悪影響を最小限に抑える方法で保管される。農薬は元の容器またはパッケージで保管される。 農薬および散布装置を保管するための設備は、以下の条件を満たしている。 乾燥していて、清潔で、換気が良い。 不浸材料で作られている。 安全に施錠でき、訓練を受けた取扱者のみが出入り可能。 子供は出入りできない。 農作物、食品、梱包材料から隔離されている。 	•			

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
4.6.11	 農薬と散布装置は、ラベルの指示に従って、環境と人間の健康への悪影響を最小限に抑える方法で保管される。農薬は元の容器またはパッケージで保管される。 農薬および散布装置を保管するための設備は、以下の条件を満たしている。 乾燥していて、清潔で、換気が良く、しっかりした屋根と不透過性の床がある。 安全に施錠でき、訓練を受けた取扱者のみが出入り可能。 農産物、食品、包装材料から隔離されている。 農産物、食品、包装材料から隔離されている。 駅急流出キットがついている。 視覚的でわかりやすい安全警告標識とピクトグラムを設置している。 緊急処置、洗眼場所、緊急事態専用シャワーがある。 		•	•	•
4.6.12	最新の <u>農薬</u> 在庫の目録が記録され、維持されている。目録には以下が記載されている。 購入日 リスク軽減リストに含まれている化学物質表示を含む、製品ブランド名と有効成分 量 有効期限 生産者団体の場合、これは一元化した在庫にのみ適用される。		•	•	•
番号	必須改善要件				
4.6.13 L1	<u>農薬</u> を混合して適用するための機器は、各メンテナンスの後、異なる種類の農薬を使用する前に、少なくとも年に1回検査される。	•	•	•	•
番号	自己選択型改善要件				
4.6.14	散布は、一元化された専門の散布チームによって実行される。			•	

4.7 및	4.7 収穫および収穫後の慣行						
番号	主要要件		生産者団体認証				
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模		
4.7.1	生産者は、積み込み、加工、梱包、輸送、保管など、収穫時および収穫後の取り扱い時に製品の品質を保護し、収穫量を最適化する。 これには以下が含まれる。 ・ 品質を最適化するために、製品を適切な時間と間隔で収穫する。 ・ 将来の生産のために、収穫による植物へのダメージは、最小限に抑える。 ・ 異物、洗浄剤、農薬、微生物、病害虫による汚染を防止する。 ・ 湿気によるダメージを防ぐ。 ・ 製品を涼しく暗い乾燥した換気の良い場所に保管する。 ・ 収穫および収穫後に使用するツール、機械、設備を整備し洗浄する。 ・ 食品に適した承認済みの梱包材を使用する。	•	•	•	•		
番号	必須改善要件						
4.7.2 L1	生産者は、製品の生産国および既知の仕向国によって設定された <u>最大残留基準</u> (MRL)を遵守する措置を講じる。この措置の例としては、以下が挙げられる。 ・ 収穫後に使用された <u>農薬</u> のラベル表示の厳守 ・ 独自の検査(必須ではない)または購入者による情報を通じて、製品の残留物に関する情報を入手 ・ MRL を超えた場合の取り組み ・ MRL を超えた場合の購入者への連絡		•	•	•		

第5章

社会

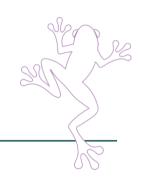
農場要件の社会の章では、生産者と労働者が自分自身と家族のためにより良い労働条件と生活条件を実現できるようにすること、移民、子供、若者、女性などの社会的弱者に特別な注意を払い、平等と尊敬を促進すること、認証取得農場の人権と労働権の保護を強化することを目指しています。

持続可能な農業は、本質的に何百万もの生産者、家族、およびそのコミュニティの生活と関係していると言えます。持続可能な生活を支援するため、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準は、すべての基本的な人権と労働権、生活賃金、健康と安全、適切な生活と整備の整った労働条件に関する要件を定めています。農場や生産者団体は、先住民の法的および慣習的権利を尊重する必要があります。これらの要件は、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)、関連するILO条約、および世界生活賃金連合と連携して開発された生活賃金などに関する他のマルチステークホルダーの概念と協調します。

レインフォレスト・アライアンス認証農場では、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントなどの人権侵害を許容しません。私たちの認証システムでは、この4種類の人権侵害違反に対して、「事前評価対処方式」を採用します。これは、変化をもたらすという点で、単純な禁止措置よりもはるかに効力を発揮します。一部の農業サプライチェーンではこのような違反のリスクが高いため、私たちは、リスク評価の実施と関連する緩和策の実施、定期的な自己監視の実施、そのような違反の既知の事例の是正など、厳格な制度を整備するよう農場と生産者団体に要求します。重大な事例は、是正されない場合、および/または適用法の違反により、否定的な認証決

定、認証書の一時停止または取消しにつながります。この「事前評価対処方式」は、要件5.1および関連する付属文書でさらに詳しく説明されています。

さらに、本認証システムは、農業労働者とその家族が適切な 生活水準を満たし、生活賃金を稼ぐことを目的としています。 この目的のために、この基準では団体交渉と結社の自由、健 康で安全な生活と労働条件、および医療の利用に対する労 働者の権利尊重を厳格化しています。本システムは最低賃金 の支払いと生活賃金の増額を要求することで労働者の賃金 改善に貢献することを目的としていますが、レインフォレスト・ アライアンスは生産者が低賃金の問題を一方的に解決する ことの限界を認識しています。私たちの取り組みは、国連ビジネスと人権に関する指導原則に従って、農業生産における一般的な賃金に透明性をもたらし、認証農場/認証団体に継続 的な改善と対話を約束し、賃金不足に関連する悪影響を防止 および緩和するためにサプライチェーンの責任を共有するよ う企業を奨励することです。



1.農場および生産者団体は、差別、強制党	労働、児童労働、職場のハラ
スメントおよび暴力を評価し、対応するための	措置を講じる

1.農場と生産者団体は、児童労働、強制労働、職場内暴力とハラスメントの 原因を根絶するための効果的なシステムを設ける

2.労働者は結社の自由を行使できる

2.労働者は自身の権利について理解し、行使する能力が強化される

3.労働者は最低賃金または団体交渉協定以上の賃金を受け取る

3.労働者は雇用契約を結んでいる

4.労働者の総報酬は生活賃金に向かって増加する

1、2、3、5、6 リスクレベルに応じてサプライチェーン関係者はサプライチェーン内の業務における人権を改善するための措置を講じる

第5章 - 農業成果

児童労働、強制労働、差別、職場での暴力やハラスメントを効果的に評価し、 防止し、是正する

農民、労働者、コミュニティの他の人権は完全に尊重される

>

>

農場労働者とその家族は健康で安全な生活と労働条件を享受する

生産者、労働者、およびその家族は、[生活賃金または生活所得レベルに向けて1生活水準の向上を享受する

5.労働時間に関する労働者の権利が尊重される

6.労働者に安全な労働条件が提供され、基本的な医療サービスが利用できる

7. 労働者とその家族が安全な住居と生活環境を維持する

7.労働者とその家族の住居と生活条件の改善

8.地域コミュニティの権利が尊重される

8.農場責任者はコミュニティと積極的 に関わり、支援する

サプライチェーン成果

認証農作物のサプライチェーン内での事業において、人権は完全に尊重さ れます

5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処

レインフォレスト・アライアンス認証農場では、児童労働、<u>強制労働、差別、職場内暴力とハラスメント</u>は容認されない。<u>事前評価対処</u>方式では、認証保有者に児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントに関連するリスクを監視および軽減するための具体的な対策を講じることを要求する。

レインフォレスト・アライアンス認証農場または認証を申請している農場でそのような事例が特定された場合は、<u>是正</u>する必要がある。重大な事例は、是正されない場合、および/または適用法の違反により、否定的な認証決定、証明書の一時停止またはキャンセルにつながる。

<u>児童労働、強制労働、差別、</u>職場内暴力とハラスメントの4つの問題すべてに対して、4つの主要要件を実施する必要がある。レインフォレスト・アライアンスが特定の国または部門において これらの問題が中/高リスクであると判断した場合、児童労働および強制労働に対して改善要件を実行する必要がある。

差別と職場内暴力とハラスメントの改善要件は、常に大規模農場と個別に認証された農場にのみ適用される。

児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントについては、付属文書 S1 の用語集で定義される。これらの定義は、以下を含む関連する ILO 基準に基づいている。

- ILO 最低年齢条約、1973 年(第138号)
- ILO 最悪の形態の児童労働条約、1999 年(第 182 号)
- ILO 強制労働条約、1930 年(第29号)
- ILO 強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)
- ILO 同一報酬条約、1951 年(第100号)
- ILO 差別待遇(雇用及び職業)条約、1958年(第111号)
- ILO 暴力及びハラスメント条約、2019 年(第190号)

		個別認証	
大規模農場		団体責任者	小規模/ 大規模
•	ことにより、 <u>児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処</u> を行うことを約束すを担当する責任者代表の任命。 こ認証された農場、サプライチェーン認証保有者の場合、任命された責任者代表と <u>労働者代表(1人または複</u> る委員会に、事前評価対処システムを管理する権限を与える。 <u>労働者代表(1人または複数人)</u> は労働者によれの合きされた責任者代表と団体構成員の代表者で構成される委員会に、事前評価対処システムを管理する権との代わりにのみ、責任者代表の任命を選択できる。 動、差別、職場内暴力とハラスメントに関する知識を持っている。 に対して公平で、話しかけやすく、信頼されている。 は、責任者、苦情処理委員会、ジェンダー担当者/委員会と協力する。 変、責任者および(生産者団体)職員のこれらの4つの問題に対し啓発する。 動、差別、職場内暴力とハラスメントは許容されず、責任者が関連する事例を評価して対処するシステムをを労働者/団体構成員に書面で通知する。この情報は常に中心施設に見えるように表示されるものとする。	•	•
	基本的な <u>リスク査定</u> (1.3.1) で特定された軽減策を <u>管理計画</u> (1.3.2) に含め、対応する対策を実施する。 、少なくとも3年ごとに繰り返される。 63を参照:リスク査定ツール		
		•	

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模
5.1.3	監視 責任者代表/委員会は、 ・ リスクとリスク軽減策の実施を監視する。 ・ 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの可能性がある事例を責任者および苦情処理委員会に報告する。 ・ 改善取り組みを監視する(5.1.4を参照)。 監視システムの強度は、リスクレベルと問題に合わせて調整される。 指標 ・ 監視システムによって特定され、苦情解決制度に参照された潜在的な事例の数(ジェンダー、年齢、問題の種類別) 手引き書Rを参照:事前評価対処方式ツール		•	•	•
5.1.4	改善 責任者代表/委員会は、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事例を改善する方法を、管理計画で定める。確認 された事例は、レインフォレスト・アライアンス改善プロトコルに従って改善および文書化される。被害者の安全と守秘義務は、 手順全体を通じて保護される。 指標 ・ 改善プロトコルに基づいて改善され、確認された児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの件数と割合(ジェン ダー、年齢、問題の種類別) ・ 付属文書S4を参照:改善プロトコル		•	•	•

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	
	児童労働および/または強制労働において、中リスクおよび/または高リスクと判断された場合に適用される。大規模農場および個別常に実施する	」に認証された農	場は、差別や職場		メントの改善を
5.1.5 L1	認証1年目に、管理者代表/委員会は、		Ø	•	•
5.1.6 L1	責任者代表/委員会は、すべての団体構成員(小規模農場)または労働者(大規模農場または個別に認証された農場)に <u>児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメント</u> に関する研修/啓発講座を提供する。		•	•	•
5.1.7 L1	責任者は、(<u>生産者団体</u>)スタッフ、 <u>団体構成員</u> 、団体構成員 <u>労働者</u> の <u>子供</u> たちの学校への出席を積極的に奨励する。			S	
	必須のスマートメーター 児童労働および/または強制労働において、中リスク/高リスクと判断された場合に適用される。 大規模 メントの改善を常に実施する。	農場および個別	に認証された農場	湯は、差別や職場	内暴力とハラス
5.1.8	責任者は事前評価対処システムが適切に機能することを保証する。この目的のため、1年目以降に、以下の5つの要素に基づいて、関連する問題の事前評価対処システムの毎年の評価が実施される。 ・ 緩和策の効果的な実施 ・ 関連する事前評価対処項目に関する効果的な研修 ・ 外部関係者との効果的な協力 ・ 事前評価対処システムの効果的な監視 ・ 事前評価対処項目に関する効果的な内部協力		•	•	•
	指標 ・ 事前評価対処システム要素の点数				
	手引き書Lを参照:事前評価対処				

5.2 养	5.2 結社の自由と団体交渉						
番号	主要要件		生産者団体認証				
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模		
5.2.1	労働者は、雇用主からの事前承認なしに、適用法に従って、組合または労働者団体を結社する権利、自分で選択した組合または労働者団体に参加する権利、団体交渉に参加する権利を有する。労働者代表は、定期的な自由選挙で労働者の中から民主的に選出される。 責任者は、雇用開始前に、その従業員が理解できる言語で記載された方針を通じてこれらの権利について通知する。結社の自由と団体交渉に関する書面による方針は、職場で常に目に見える形で表示されている。 結社の自由と団体交渉の権利が法律で制限されている場合、責任者は独立した自由結社、交渉、責任者との対話と同等の手段の発展を妨げることはできない。 ILO 結社の自由及び団結権保護条約、1948年(第87号) ILO 労働者代表勧告、1971年(第143号)	平均5人以上労 働者を採用し ている場合に 該当する	•	•	•		
5.2.2	労働者は、過去または現在の労働者組織または労働組合参加あるいは活動の理由により、 <u>差別</u> または <u>報復</u> の対象にはならない。 責任者は、組合員や労働者代表に罰則、賄賂、その他の影響を与えない。解雇の理由や労働者と組合あるいは労働者組織との関係を含め、雇用終了の記録が保管される。責任者は、労働者組織および/または組合の内政、あるいはそのような組織の成員に関連する選挙や義務に干渉しない。 ILO 団結権及び団体交渉権条約、1949年(第98号) ILO 労働者代表勧告、1971年(第143号)	平均5人以上労 働者を採用し ている場合に 該当する	•	•	•		
5.2.3	責任者は、労働者代表に、その代表者としての職務を遂行し、会議に出席するための合理的な有給休暇を提供する。 必要に応じて、責任者は、会議の場所、コミュニケーション手段、保育などの合理的な設備を労働者代表に提供する。 責任者は、労働者組織および/または組合掲示板を使用して、活動に関する情報を伝達できるようにする。 責任者は、労働条件と雇用条件を総合的に改善し、それに取り組むために、自由選挙で選ばれた労働者代表との対話を設ける。 責任者は、労働者組織および/または労働組合との会合の議事録を保管する。 ILO 労働者代表条約、1971年(第135号) ILO 労働者代表勧告、1971年(第143号)	平均5人以上労 働者を採用し ている場合に 該当する	•	•	•		

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
5.2.4 L1	責任者を含むすべての <u>労働者</u> は、3年に1回、 <u>結社の自由</u> と団体交渉権の効果的な承認に関する情報を受け取る。	平均5人以上労 働者を採用し ている場合に 該当する	•	•	•

5.3 賃	5.3 賃金と契約							
番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証			
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模			
5.3.1	3か月以上連続して業務に就く正規労働者および臨時職員は、両当事者によって署名された書面による雇用契約を結ぶ。労働者は、署名時に契約書のコピーを受け取る。 3か月未満の期間で雇用される正規労働者および臨時職員は、少なくとも口頭での契約を結ぶ必要がある。 適用法に基づいて法的に拘束力のある雇用関係を構築する場合にのみ、書面による契約ではなく口頭による契約が認められる。雇用主は、以下に記載されているすべての条件を含む口頭契約の記録を保持し、これらの条件を労働者に通知する。 書面/口頭による契約には最低でも以下が含まれる。 ・ 職務 ・ 勤務場所 ・ 労働時間 ・ 賃率および/または賃金計算方法 ・ 残業 代率 ・ 支払いの頻度または日程 ・ 控除、現物給付などの福利厚生 ・ 有給休暇 ・ 病気、障害、事故の際の医療休暇と保護 ・ 契約終了の通知期間(該当する場合)	平均5人以上労 働者を採用し ている場合に 該当する	•	•	•			

番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模
5.3.2	責任者は、永続的または継続的な業務のために <u>臨時職員</u> を雇用するなど、 <u>労働者</u> の給与および/または福利厚生を排除または削減するために考えられた取り決めや慣行には関与しない。	平均5人以上労 働者を採用して いる場合に該 当する	•	•	•
5.3.3	労働者、少なくとも適用される最低賃金か、団体交渉協定(CBA)で交渉された賃金のどちらか高い方を受け取る。生産割当または出来高払いの仕事の場合、支払いは少なくとも週48時間の労働時間または国の法定労働時間制限のいずれか低い方に基づいて、最低賃金でなければならない。		•		•
5.3.4	労働者、少なくとも適用される最低賃金か、団体交渉協定(CBA)で交渉された賃金のどちらか高い方を受け取る。生産割当または出来高払いの仕事の場合、支払いは少なくとも週48時間の労働時間または国の法定労働時間制限に基づく少なくとも最低賃金のいずれか低い方でなければならない。	0		•	
5.3.5	社会保障のためなどの賃金からの控除は、適用法またはCBA で規定されている場合にのみ許可される。前払い、労働組合会費、融資などの任意の賃金控除は、労働者からの書面または口頭による同意がある場合にのみ行うことができる。雇用主は、これらの送金を完全かつ適時に実施する。懲戒処分としての賃金控除は認められていない。適用法で許可されている場合を除き、道具、装備、用具一式に関連する業務の控除は許可されない。現物給付は適用法に準拠していなければならないが、報酬総額の30%を超えてはならない。	•	•	•	•
	ILO 賃金保護勧告、1949年(第85号)				
5.3.6	労働者は、定期的な間隔で、ただし少なくとも月1回、給与が支払われる。労働者と雇用者の両当事者が、その支払い予定に合意する。 労働者ごとに、労働時間(<u>定時</u> および <u>残業</u>)および/または生産量(該当する場合)、賃金と控除の計算、支払われた賃金の記録が保管されている。労働者には、各支払いに上記の情報が含まれている給与明細が提供される。 ILO 賃金保護条約、1949年(第95号)		•	•	•
5.3.7	労働者は、定期的な間隔で、ただし少なくとも月1回、給与が支払われる。労働者と雇用者の両当事者が、その支払い予定に合意する。 団体構成員ごとに、労働時間(定時および残業)および/または生産量(該当する場合)、賃金、現物給付、控除の計算の記録が保管されている。記録は、各労働者が支払いを受け取ったときに署名される。 ILO 賃金保護条約、1949年(第95号)	平均5人以上労			

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
5.3.8	同等の価値のある仕事には <u>ジェンダー</u> や <u>労働者</u> の種類、民族、年齢、肌の色、宗教、政治的意見、国籍、社会的出身などの <u>差別</u> がない同等の適切な報酬が支払われる。	•	0	9	S
	ILO 同一報酬条約、1951年(第100号)				
5.3.9	労働者派遣業者を利用している場合、責任者は契約書と文書化された監視制度を用意し、労働者派遣業者が以下に該当すること を確実にする。				
	・ 該当する場合、管轄の国内当局によって認可または認証されている。		_		
	・ 該当する法的要件に準拠している。			lacksquare	lacksquare
	・ 詐欺的または強制的な採用活動に従事していない。				
	・ 本基準の労働者関連要件5.3および5.5に準拠している。				
	すべての <u>採用費用</u> は、 <u>労働者</u> ではなく、責任者が支払う。				
	ILO 民間職業仲介事業所条約、1997年(第181号)				
5.3.10	労働者派遣業者を通している場合は、名前、連絡先、労働者派遣業者の正式な登録番号(労働者派遣業者が正式に登録されている場合)が、記録される。				
	労働者派遣業者は、				
	・ 詐欺的または強制的な採用活動に従事していない。				
	・ 本基準の労働者関連要件5.3および5.5に準拠している。				
	すべての <u>採用費用</u> は、労働者ではなく、農場が支払う。				
	ILO 民間職業仲介事業所条約、1997年(第181号)				
番号	必須改善要件				
5.3.11 L1	3か月以上連続して雇用される <u>正規労働者</u> および <u>臨時職員</u> は、少なくとも口頭で契約を結んでいる。				
	団体構成員は、口頭での契約の記録を保持し、少なくとも次の条件を労働者に通知する。				
	。				
	・ 労働時間・ 賃率および賃金計算方法				
	・ 残業 時間				
	• 現物給付				

5.3.12 L1	1か月以上連続して雇用される正規労働者および <u>臨時職員</u> は、契約書は労働者が理解できる言語で書面による契約を結び、雇用主と <u>労働者</u> の両当事者によって署名される。労働者は、署名時に契約書のコピーを受け取る。 5.3.1の他のすべての要件が適用される。	平均5人以上労 働者を採用して いる場合に該 当する	•	•	•
番号	自己選択型改善要件				
5.3.13	最低賃金が毎年調整されていない、またはCBAで最低賃金が規制されていない国では、労働者の賃金は国のインフレ率に基づいて毎年調整される。		•		•

5.4 5	5.4 生活賃金					
番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証	
		小規模農場	大規模農場	団体責任者		
5.4.1	全てのタイプの労働者*の総報酬(賃金と現金および現物給付)はレインフォレスト・アライアンスによって承認され、世界生活賃金連合(GLWC)を参照した生活賃金水準基標に対して毎年評価されている。責任者はレインフォレスト・アライアンス給与評価ツールを使用して、労働者の賃金データを正確に入力する。 *小規模農場の労働者を除く					
	指標 ・ 賃金と現物給付が、レインフォレスト・アライアンスが提供する生活賃金水準基標を下回っている労働者の数と割合(性別ごと) ・ 生活賃金差異の平均規模(LWの割合) ・ 生活賃金差異の、男性における平均規模(LWの割合)と女性における平均規模(LWの割合) 付属文書S8を参照:給与評価ツール		•	•	•	
	付属文書S9を参照:報酬および生活賃金との差異を測定する方法 付属文書S10を参照:国別の生活賃金基準点					
5.4.2	総報酬があらゆる種類の <u>労働者</u> に適用される <u>水準基標</u> を下回っている場合、責任者は労働者代表と協議して、目標、取り組み、 日程、責任者など、該当する水準基標に向けて改善するための賃金改善計画を実施する。		•	•	•	
5.4.3	サプライチェーン認証保有者が(金融投資または別の種類の投資を通じて)生活賃金以上のレベルに向けて賃金を引き上げることに貢献する場合、経営陣とサプライチェーン認証保有者は書面で以下について合意する。		•	•	•	
	責任者は、賃金改善計画の実施の進捗状況を記録する					
番号	必須のスマートメーター					
5.4.4	賃金改善計画の目標に従って、労働者の総報酬(現金、賃金、金銭的利益、現物給付)は、該当する生活賃金水準基標に向かって、またそれを超えて増加する。 指標 ・ 賃金と現物給付が、レインフォレスト・アライアンスが提供する生活賃金水準基標を下回っている労働者の数と割合(性別ごと)		•	•	•	
	・ 生活賃金差異の平均規模(LWの割合) ・ 生活賃金差異の、男性における平均規模(LWの割合)と女性における平均規模(LWの割合)					

5.5	5.5 労働条件						
番号	主要要件		生産者団体認証		個別認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模		
5.5.1	労働者は、1日あたり8時間の所定労働時間を超え、1週間あたり48所定時間を超える勤務していない。さらに、労働者は最大6時間の連続業務の後に少なくとも30分の休憩、最大6日の連続勤務の後に少なくとも丸1日の休暇が与えられる。警備員の通常の労働時間は、年間平均で週56時間を超えない。 ILO 労働時間(工業)条約、1919年(第1号) ILO 労働時間(商業・事務所)条約、1930年(第30号)	•	•	•	•		
5.5.2	残業は任意であり、以下の場合にのみ許可される。 a 適時に依頼される。 b 適用法またはCBA のどちらか高い方に従って残業代が支払われる。法律やCBA がない場合は、通常の賃金レベルの少なくとも	平均5人以上労 働者を採用して いる場合に該 当する	•	•	•		

番号	主要要件		生産者団体認証		個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/
5.5.3	妊娠中の正規労働者は、適用法に従って有給出産休暇を取得する権利がある。適用法がない場合、労働者は少なくとも12週間の有給出産休暇を取ることができ、そのうち少なくとも6週間は出産後に取得される。出産の権利と福利厚生を受け取ることができる。出産休暇の後、その前と同じ条件で、差別、年功序列の喪失、または賃金の控除なしで、仕事に戻ることができる。 妊娠中、授乳中、または最近出産した労働者は、柔軟な勤務日程を設定することができ、勤務地も考慮される。授乳中の女性は、1日あたり追加で2回の30分の休憩と、子供に授乳できる場所が与えられる。 授乳場所は以下の条件を満たさなければならない。 ・ 搾乳するために機能的(最低でも、椅子と必要な場合は搾乳装置用の平らな面がある) ・ 人目に付かない。 ・ 公衆や同僚が侵入してこない。 ・ 母親が授乳または搾乳する必要があるときにいつでも利用可能。 ・ トイレではない。 ILO 母性保護条約、2000年(第183号)	平均5人以上労 働者を採用し ている場合に 該当する	⊘	•	•
5.5.4	両親と一緒に職場に来る、適用される最低労働年齢未満の労働者の子供には、以下の環境が提供される。 ・ 年齢に応じて安全な場所に滞在できる。 ・ 常に大人の監視下にある。 2010農業における安全と健康に関するILO 行動規範	•	•	•	•

5.6	5.6 健康と安全					
番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証	
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模	
5.6.1	能力のある専門家が職場における健康と安全リスクの分析を行う。対応する健康と安全対策を管理計画に組み込み、少なくとも 以下を考慮して実施する。 ・ リスク分析 ・ 規制の遵守 ・ 労働者の訓練 ・ 健康と安全を確保するための手順と設備 職場における健康と安全の欠落が原因となる事故の数と種類が記録され(男性と女性を明記)、それには <u>農薬</u> 使用に関連する事故も含まれる。 小規模農場の生産者団体の場合、これは自身の施設に対して行われる。		•	•	•	
5.6.2	ILO 職業上の安全及び健康に関する条約、1981年(第155号) 労働者の仕事に関連する怪我の治療のための応急処置ボックスを用意し、病院への輸送や病院での治療を含む緊急医療は無料で提供される。 救急箱は、製造、加工、および保守・整備が行われる施設の中心地点に配置される。緊急時のために、関連する場所でシャワーや洗眼液などの適切な対策が講じられる。 応急処置の訓練を受けた労働者が勤務時間中に立ち会う。 労働者には、緊急の場合に応急処置を受けるためにどこに行き、誰に連絡すればよいか周知されている。	平均5人以上労 働者を採用し ている場合に 該当する	•	•	•	
5.6.3	<u>団体構成員と労働者は、緊急時</u> にどこに行くべきか周知されている。	•				
5.6.4	 労働者は、次のいずれかの方法で常に十分かつ安全な飲料水を利用することができる。 公共の飲料水システム、または 適用法またはWHO によって設定された飲料水指標に準拠した、責任者によって提供される飲料水。少なくとも各レインフォレスト・アライアンス認証審査に先立つ定期的な検査、または水質汚染リスクが発生または特定された際に行われる検査に基づく。 飲料水源は保護され、汚染を回避するための配水メカニズムが管理されている。 瓶や容器に保管されている飲料水は蓋をすることで汚染から保護されており、少なくとも24時間ごとに新しい飲料水と交換されている。 		•	•	•	

番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	
5.6.5	小規模農場で、安全な飲料水が利用できない場合、責任者は、沸騰、ろ過、または塩素処理による飲料水処理、および水質汚染防止に関する研修を団体構成員に実施し、文書化する。			S	
5.6.6	労働者は常に安全で十分な飲料水を利用できる。	•			
5.6.7	十分な数の清潔で機能するトイレと手洗い場所が、農業生産、加工、メンテナンス、オフィス、および <u>労働者</u> の <u>住居</u> の内部また は近くに提供されている。	I I I I I I I I I I			
	10人以上の労働者がいる場合は、施設をジェンダーで分ける。小便器は女性が使用するトイレと分離されている。社会的弱者の安全性とプライバシーは、少なくとも明るく照らされた、施錠可能な施設によって確保される。労働者は、必要に応じてこれらの施設を頻繁に訪れることができる。		•		•
5.6.8	労働者は、健康に関する項目、医療休暇の方針、および <u>コミュニティ</u> でのプライマリーヘルスケア、妊産婦および生殖保健サービスの利用可能性に関する情報を受け取る。		•	0	•
5.6.9	<u>危険</u> な状況(例えば、機械または有害物質を扱うのに困難な地形)で作業する人は、適切な <u>防護服(PPE)</u> を使用する。このような人々は、PPE の使用について訓練を受けており、無料でPPEを利用できる。	•	Ø	•	•
5.6.10	<u>労働者</u> が使用するすべての道具は、業務の上で良好な状態である。				
	機械には労働者が理解できる安全な使用法に関する明確な説明書があり、危険な部分は保護または保管されている。そのような機械を使用する労働者は適切に訓練されており、法律で要求されている場合、機械を操作する労働者は適切な免許を持っている。	•	•	•	•
	機械やその他の機器は、使用されていないときは安全に保管される。				
5.6.11	妊娠中、授乳中、または最近出産した女性 <u>労働者</u> を、その女性、胎児または乳児の健康に <u>リスク</u> をもたらす業務に参加させていない。配置転換の場合、報酬の削減はない。妊娠検査は要求されない。	•	•	•	•
5.6.12	<u>労働者</u> は、雇用主の許可を求めることなく、また罰せられることなく、 <u>差し迫った危険</u> のある状況を回避することができる。	0	•	•	•

番号	主要要件		生産者団体認証	Ē	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
5.6.13	作業場、保管場所、加工・精選設備は安全で、十分な採光と換気がなされ、清潔な状態である。				
	明確かつ活字による事故および <u>緊急事態</u> の対応手順が示されている。これには、表示付き非常口、避難経路図、少なくとも年1回の緊急訓練が含まれる。責任者はこの手順について <u>労働者</u> に周知する。		•	•	•
	 消防設備および資材の流出を防ぐための機器がある。労働者は、この機器類の使用方法について訓練を受けている。 				
	許可された担当者のみが作業場、保管場所、または加工施設に出入りできる。				
5.6.14	作業場、保管場所、または加工施設で業務を行う <u>労働者</u> には、日よけ雨除けのある清潔で安全な食事場所を提供される。圃場で働く労働者は、日差しや雨から身を守ることができる場所で食事を取ることができる。		()	•	•
5.6.15	労働者は、労働安全衛生に関する基本的な研修を受け、関連する衛生指導は中心的施設に見えるように表示される。		()	•	•
5.6.16	有害な農薬を定期的に取り扱う労働者は、少なくとも年に1回は健康診断を受ける。有機リン酸塩またはカルバメート系農薬へ 定期的に晒されている場合、検査にはコリンエステラーゼ検査が含まれる。労働者は健康診断の結果を知ることができる。		0	Ø	Ø
番号	必須改善要件				
5.6.17	労働者の健康と安全 (OHS) 委員会は、労働力の構成を考慮して20人以上の労働者がいる生産者/団体責任者の労働者によって				
L1	選ばれる。その委員会は定期的なOHS の点検に参加またはそれを実行し、その結果と決定は、健康と安全リスクリスク分析の結果の更新と実行として考慮される。		•	Ø	Ø
5.6.18 L2	労働者は罰則または報酬の減少なしに一時的に別の業務に配置転換される。妊娠、授乳、または身体障害を含むがこれらに限定されない一時的な健康状態のために業務を遂行できない労働者を対象とする。		0	Ø	•

	小規模農場		\	個別認証
	小风保辰物	大規模農場	団体責任者	
農場敷地内に居住または宿泊している労働者とその家族には、地域の状況を考慮して、安全かつ清潔で適切な住居が提供される。これには、少なくとも以下が含まれる。				
場所と構造 ・ 安全な構造:安全な場所にある住居、極端な気象条件からの保護、少なくとも乾燥した床、恒久的な壁、良好な修復状態から構成される住居 ・ 労働者/家族は <u>緊急</u> 避難計画について知らされている ・ 洪水などの極端な気候条件からの影響を軽減するための対策が講じられている ・ 火災の際の安全性:集合住居では非常口、消防設備、および使用にあたっての指示が視覚的に確認できる ・ 大気汚染や排水の地表流出の影響を受ける場所に住居をおかない				
健康と衛生 ・ 安全で十分な飲料水が利用可能:大人1人1日あたり最低20リットル、往復1 km/30分以内の位置にある。 ・ 適切な衛生設備と洗浄設備。トイレまたは汲み取り式便所、小便器、手洗い設備、シャワー/浴室設備の数は、最大15人につき1単位。手洗い設備には、蛇口と洗面器を装備する。 ・ 社会的弱者の安全性とプライバシーは、少なくとも明るく照らされた、施錠可能な施設によって確保されている。衛生設備は同じ建物内、または建物から安全な距離(部屋/寮から60m以内)にあり、男女別に提供される。 ・ 適切なふた付きの下水または汲み取り式便所、衛生設備、ゴミ処理施設が整っている。 ・ 排煙可能な調理場 ・ 十分な採光(日光と人工)。 ・ セメント、石、タイル、木、または粘土のいずれかが使用され、地面から離れている、乾燥した床(粘土は、水平で密閉処理された場合のみ使用可能)。 ・ ネズミ、昆虫、および病害虫が存在しない、または疾患の原因となるか、または病原媒介として機能する寄生虫を運ぶ可能性のある個体群に有利な状態を排除する、病害虫管理。				•

番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
5.7.1	 快適さと適切な生活 子供がいる正規労働者の家族は、1つ以上の部屋を共有する。そのような部屋は、家族以外の労働者から隔てられている 農場敷地内に住む労働者の子供たちは安全な場所が提供され、勤務時間中は大人の監督下にある 個人労働者向けの団体宿泊施設では、部屋、洗浄設備、およびトイレは、男女別で、施錠できる。労働者ごとに個別のベッドが 用意される。ベッド間の最小間隔は1メートル。二段ベッドを使用する場合、上下のベッドの間には少なくとも0.7メートルの十分な空間が必要。 労働者の私物用の保管場所が提供される。個別の戸棚または各作業員用に少なくとも1メートルの棚が提供される その場所で利用可能な場合は電力(施設内またはその近く) ILO 勧告、労働者住宅勧告、1961年(第115号) 2010農業における安全と健康に関するILO 行動規範 手引き書Kを参照:住居と生活条件 		•		•
5.7.2	農場敷地内に住み、学齢期の子供は学校に通う。子供たちは、以下の方法のいずれかで教育を受ける。 ・ 安全な歩行距離で学校に行く。 ・ 安全な交通手段を利用して、妥当な移動距離にある学校に通う。 ・ 承認された同等のレベルの農場敷地内教育を受ける。		•		•
5.7.3	農場敷地内に居住または宿泊している労働者とその家族には、地域の状況を考慮して、安全かつ清潔で適切な住居が提供されるものとする。それには以下が含まれる。 ・ 安全な宿泊施設:安全な場所にある住居、極端な気象条件からの保護、少なくとも乾燥した床、恒久的な壁、良好な修復状態から構成される住居。 ・ 団体宿泊施設で視覚的に確認できる避難経路。 ・ 大気汚染と地表流出からの保護。適切な下水、衛生、廃棄施設が整っている場所 ・ 安全な飲料水が利用できる。 ・ 十分な衛生設備と洗浄設備。社会的弱者の安全性とプライバシーは、少なくとも明るく、施錠可能な施設によって確保されている。 ILO 勧告、労働者住宅勧告、1961年(第115号)	•		•	

番号	必須改善要件		生産者団体認証	個別認証	
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
5.7.4 L1	 農場敷地内の生活環境は次のように改善されている。 耐久性のある建材 存在する場合、下水処理システム、または下水システムに接続された換気改良汲み取り式便所(VIP)またはトイレ 団体宿泊施設の居住空間の拡大 寝室と分かれている調理場 2段以上設置されていないベッド 天候や気候のあらゆる条件で空気の流れを確保する自然換気 食事や休憩の習慣に考慮した屋根のあるまたは快適な場所 		•		•
5.7.5 L1	農場敷地内住居には以下が含まれる ・ 排煙可能な調理場 ・ 食品保管場所は、湿気や害虫から保護され、化学物質やその他の潜在的な危険の保管から分離されている ・ <u>病害虫</u> 駆除のための措置が講じられている	•		•	
5.7.6 L2	 農場敷地内の生活環境は次のように改善されている。 密閉処理された床がある。 部屋に最大許容居住人数が表示される。 宿泊施設が安全かつ清潔であることを確認するために頻繁な検査が行われ、検査報告書が文書化される。 衣類乾燥場所がある。 6人ごとに少なくとも1つのトイレ、1つのシャワー、1つの洗濯シンクがある。 団体宿泊施設では、少なくとも6人対して1つ以上のトイレがある。 		•		•
5.7.7 L1	臨時職員が農場外住居に住む場合、生産者団体および農場責任者は、安全かつ清潔で適切な生活条件を基に、住居を手配するかまたは関連する不動産所有者または隣保事業/地方自治体と協力する。		•	•	•

5.8=	Iミュニティ				
番号	主要要件		生産者団体認証	生産者団体認証	
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
5.8.1	責任者は先住民族や地域コミュニティの法的権利、慣習上の権利を尊重する。先住民族や地域コミュニティの土地または資源の使用権または集団的利益を減少させる活動(高保全価値地区(HCV)5または6を含む)は、以下のレインフォレスト・アライアンスFPIC 付属文書に従って自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)を受け取った後にのみ実施される。		•		•
	ILO 原住民及び種族民条約、1989年(第169号)				
5.8.2	生産者は、土地を使用する法的および合法的な権利を持っている。要求に応じて、この権利は、所有権、借地権、その他の法的文書、または従来のまたは慣習的な使用権に関する文書によって裏付けられる。				
	先住民族や地域コミュニティ、現在または以前の地元住民、またはその他の利害関係者が土地の使用権に対して正当に異議を唱えている場合(所有権奪取、強制的放棄、または違法行為を含む)、過去の違法行為に対して関係当局を含む影響を受ける当事者が紛争の解決と是正手順を文書化し、実施し、受け入れているのであれば、正当な権利がを立証することができる。	•	•	•	•
	紛争が先住民族や地域コミュニティに関係している場合、大規模農場と個別に認証された農場は、レインフォレスト・アライアンス FPIC 付属文書に従ってFPIC 手順に従い、必要な紛争解決と是正を実施する。				
番号	必須改善要件				
5.8.3 L1	責任者は、農場の運営によって影響を受ける可能性が高い農場内または農場に隣接する <u>コミュニティ</u> と関わる。責任者は、これらの業務に関連する懸念や関心を特定し、1.5.1に従って苦情を申し立てる可能性について通知する。		00		⊘
5.8.4 L2	責任者は、(5.8.3) で特定されたニーズと優先順位に対応するために、農場内または農場に隣接するコミュニティを支援する(地元の学校、医療、または環境問題への取り組みの支援など)。				

第6章

環境



農業の管理方法によっては、自然環境にプラスまたはマイナスの影響を与える可能性があります。本章では、認証農場が地球と森林、生物多様性、水、気候にプラスの影響を与えるための道筋を概説します。農場の主要要件に準拠することで、農場はHCVネットワークによって設定された高保全価値アプローチにも準拠します。

本章の最初の項目では、農場や生産者団体が森林破壊、森林 劣化、他の自然生態系の破壊の一因になることなく、自然生 態系とそのサービスを保護、維持、回復するという結果を目指 しています。野生動物と生物多様性の項目では、農場や生産 者団体が自然の生息地の劣化を避け、生物多様性の改善に 貢献し、絶滅危惧種の絶滅を防ぐのに役立つという結果を目 指しています。水、廃棄物、エネルギーの項目は、農場と生産 者団体は汚染を減らし、廃水を処理し、有害な汚染物質の放 出を最小限に抑え、予防、削減、リサイクル、再利用を通じて 廃棄物とエネルギー消費を減らすことを目的としています。温 室効果ガス削減の測定を希望する農場や生産者団体のため に、自己選択型の項目も追加されています。最後に、農場要件 は、本章と農業慣行の章全体を通して、農場と生産者団体が 気候変動への適応と回復力の技術を採用し、気候変動の緩 和策を支援するようになることを目的としています。

繰り返しになりますが、レインフォレスト・アライアンスは、農場認証が景観保全の全体像に適合してなければいけないことを認識しています。景観保全において、生物多様性と地球に持続的な影響をもたらすには、複数の戦略が必須となります。本章の内容は、認証農場および生産者団体がこの目標を支援する出発点となるものです。

第6章-農業成果

		第 0 早 - 辰未 风未		
1.生産者は森林やその他の自然生態系を侵略しておらず、高保護価値へのリスクが中程度または高い場合には対策を実施する	>	認証された生産単位の森林やその他の自然生態系は効果的に保護され、 復元される	<	5.生産者は水を効率的に使用する 5.生産者は、灌漑と加工のための水使用を削減する
2.生産者は農場での自然植生を維持する	>	効果的な団体管理と支援分野の介入は、周囲の景観における森林やその 他の自然生態系の保護と回復に貢献	<	6.加工過程で発生する廃水は排出されず、土壌浸食や汚染に影響を与えない
2.自然植生と最適な日陰の増加				7.廃棄物は安全かつ環境に優しい方法で管理される
3.生産者は河畔緩衝帯を維持する	>	農場の自然植生を維持し、強化する		7.廃棄物は再利用/リサイクルされる
3.生産者は河畔緩衝帯を確立して再生する		野生動物と生物多様性の保護強化	<	8.生産者はエネルギー効率を高め、再生不可能なエネルギー源への依存を 減らす 8.バイオマスが使用される場合、生産者は自然生態系への影響を最小限に
4.生産者は絶滅危惧種と在来動植物を保護するための対策を実施する 4.人間と野生生物の対立を最小限に抑える	>	水とエネルギーの使用効率の向上と、廃水と廃棄物汚染が減少。		する
コンパロイエン 干丁 がっといす たばん かがいかんが		農場温室効果ガス排出量の削減	<	9.生産者は温室効果ガス排出量を削減するための対策を講じる

サプライチェーン成果

認証農作物のサプライチェーン内での操業における環境リスクの低減

6.リスクレベルに応じて、サプライチェーンの関係者は、サプライチェーン内の業務による環境への悪影響を減らすための対策を講じる

6.1 森	林、その他の自然生態系と保護区域				
番号	主要要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	
6.1.1	2014年1月1日以降、自然林やその他の自然生態系が農業生産やその他の土地利用に転換されていない。				
	付属文書S12を参照:非転換要件の追加詳細	•			
6.1.2	<u>適用法</u> に準拠している場合を除いて、 <u>保護区域</u> または正式に指定された <u>緩衝地帯</u> では生産または処理は行われない。	•	•		•
6.1.3	管理者は、 $\underline{\mathbf{a}}$ (に関する1.3.1のリスク査定ツールからの軽減策を管理計画 (1.3.2) に含める。責任者はこれらの対策を実施する。		•		•
	付属文書S3を参照:リスク査定ツール				
番号	必須改善要件				
6.1.4 L1	管理者は、 $\underline{\text{高保全価値}}$ に関する $1.3.1$ のリスク査定ツールからの軽減策を $\underline{\text{管理計画}}$ ($1.3.2$) に含める。責任者はこれらの対策を実施する。				
	付属文書S3を参照:リスク査定ツール			8	

6.2 €	1然生態系と植生の保全と強化					
番号	主要要件		生産者団体認証	上産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者		
6.2.1	責任者は、自然生態系を保護するための計画を策定して実施する。本計画は、1.2.10で必要な地図と1.3.1のリスク査定ツールの自然生態系項目に基づいており、毎年更新される。 付属文書S3を参照:リスク査定ツール 手引き書Mを参照:自然生態系と植生		•	•	•	
6.2.2	農場は、森林が人々やインフラストラクチャに <u>危険</u> をもたらす場合を除いて、すべての残存森林木を維持する。農場の他の自生 樹木とその収穫は、以前と同じ量と品質が農場で維持されるように持続可能な方法で管理される。	•	•	•	•	
番号	必須のスマートメーター					
6.2.3	生産者は自然植生の維持と管理を監視し、1年目以降毎年その指標について報告する。 自然植生の総面積が10% 未満、または15% 未満の耐陰性作物を栽培している農場の場合、責任者は目標を設定し、6.2.4 で必要に応じて農家がこれらのしきい値に達するよう取り組みを行う。 植生は主に在来種または局所適応種で構成されており、人間の干渉がない植生で発生する、あるいは発生する可能性のある種の構成と構造に類似している。自然植生には、以下の1つ以上が含まれるがこれに限定されない。 ・ 河畔緩衝帯 ・ 農場内の保全区域 ・ アグロフォレストリーシステムの自然植生 ・ 住居およびインフラストラクチャの周囲の生垣、草木による柵、またはその他の方法 ・ 対象区域の長期的(少なくとも25年間)な保護を効果的に提供し、現状と比較して追加の保全価値と保護状態をもたらす、認証農場の外の保全および再生区域 指標 ・ 農場全体において自然植生が占める割合 ・ 農場全体において自然植生が占める割合	•	•	(

番号	必須改善要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
6.2.4 L2	<u>自然植生</u> の割合が、以下に該当する。 ・ 非耐陰性農作物を栽培している農場の場合、総面積の少なくとも10% ・ <u>耐陰性農作物</u> を栽培している農場の場合、総面積の少なくとも15%	•	•	•	•
番号	自己選択型スマートメーター				
6.2.5	耐陰性農作物を栽培する農場は、日陰被覆と種の多様性の参照基準に従って、最適な日陰被覆と種多様性を持つアグロフォレストリーシステムを達成するために取り組む。 指標 ・ 耐陰性農作物を栽培している農場または生産者団体の一部の平均日陰被覆率 ・ 耐陰性農作物を育てる1ヘクタールあたりの日陰樹種の平均数	Ø	•		•
6.2.6	農場は、要件6.2.3 に定められた面積を超えて、自然植生の面積を増やす。指標農場全体において自然植生が占める割合	•	•	•	•

6.3 河	I 畔緩衝帯				
番号	主要要件		生産者団体認証		
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	
6.3.1	農場は、水生生態系に隣接する既存の河畔緩衝帯を維持する。	•	•		Ø
6.3.2	生産者は、農場が主な飲用源として頻繁に使用する川、湖、またはその他の水域から50m以内にある場合に備えて、飲料水の保護のために次の追加の保護手段を維持している。 ・ 少なくとも10m 幅の河畔緩衝帯を維持または設置する ・ 農薬や肥料を使用しない、外側の20mの非散布地帯(合計30m)を追加する ・ 農薬が機械的、手作業による、または対象を絞った散布によってのみ散布される20m地帯(水域からから30~50 m)を確保する	•	•		•
番号	必須改善要件				
6.3.3 L1	水生生態系は、以下の指標を持つ河畔緩衝帯によって囲まれている。 ・ 幅1~5mの水路の場合、両側に沿って水平方向に幅5m。面積が2~クタール未満の農場の場合、緩衝帯の幅を両側2mに減らすことができる。 ・ 幅5~10mの水路両側に沿って、および泉、湿地、その他の水域の周囲に沿って水平方向に幅8m。 ・ 幅10メートル以上の川の場合、両側に沿って水平方向に幅15m。 完全に確立された河畔緩衝帯と並んで、追加の農薬散布禁止地帯は必要無い。	•	•		•

6.4 野	子生動物と生物多様性の保護				
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模
6.4.1	 絶滅危惧動植物は、狩猟、殺害、漁獲、収集、売買されない。また、生産者と労働者は他の動物を狩ってはならないが、以下の例外がある。 小規模農場の生産者は、非営利目的でのみ、絶滅危惧種ではない動物を狩ることができる。 生産者は、農場の総合的病害虫管理(IPM)計画に従って、最終手段としてのみ、農場で脊椎動物の有害野生動物を狩ることができる。 	•	•	•	Ø
C 4 0	爆発物や有毒物質は、有害野生動物の狩猟、釣り、または駆除に使用してはならない。				
6.4.2	生産者は <u>野生動物</u> を飼育してはならない。最初の認証日より前に農場に存在していた飼育下の野生動物は、専門保護施設に送られるか、またはその動物の残りの人生において非営利目的でのみ飼育することができる。飼育下の野生動物や家畜は、 <u>アニマルウェルフェアの基準原則(5つの自由)</u> に従って扱われる。	•	•		•
6.4.3	生産者は、外来侵入種を意図的に導入したり解放したりしてはならない。生産者は既存の <u>外来侵入種</u> やその一部を <u>水生生態系</u> 内に 廃棄してはならない。	•	•		•
6.4.4	生産者は、農作物の加工や収穫に <u>野生動物</u> を使用してはならない(コーヒーにジャコウネコ、ココナッツにサルなど)。	•	•		•
6.4.5	水と風による侵食は、急傾斜地の 植生回復や台地の形成などの手法によって軽減される。 手引き書Jを参照:土壌肥沃度と保全	•	•		•
6.4.6	火は、IPM計画で明確に正当化されている場合を除き、耕地造成のために使用されてはならない。 手引き書Jを参照:土壌肥沃度と保全	•	Ø		Ø
番号	必須改善要件				
6.4.7 L1	生産者は、その地域における適切な緩和策を用いて、 <u>労働者</u> 、野生動物、農作物、または農場の資産に影響を与える人間と <u>野生生物の対立</u> を最小限に抑える。緩和策には、インフラストラクチャ、フェンス、道の設置が含まれるが、野生動物の移動や水やその他の資源へのアクセスを不必要に制限してはならない。労働者は、農作物の被害や野生動物の攻撃に対処するための手順や <u>緊急事態</u> 対応について訓練を受ける。		•		•
6.4.8 L1	団体責任者は、生産者を支援してその地域における適切な緩和策を用いて、 <u>労働者</u> 、野生動物、農作物、または農場の資産に影響を与える人間と <u>野生生物</u> の対立を最小限に抑える。緩和策には、インフラストラクチャ、フェンス、道の設置が含まれるが、野生動物の移動や水のような資源へのアクセスを不必要に制限してはならない。			•	
6.4.9 L1	生産者は、外来侵入種を封じ込め、減少させるための措置をとる。	•	•	•	•

6.5 水	の管理と保全				
番号	主要要件		生産者団体認証	E	個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	 小規模/ 大規模
6.5.1	生産者は、農業、家庭、または処理目的での地表水または地下水の取水に関する <u>適用法</u> を遵守する。	0	Ø	•	•
6.5.2	必要な場合、生産者は、農業、家庭、または処理目的での地表水または地下水の取水に承認や認可(または保留中の申請)を取得する。	•	•	•	•
6.5.3	灌漑および配水システムは、廃棄物の生産性を最適化すると同時に、水の浪費、浸食、および塩類化を最小限に抑えるために管理される。		•	•	•
番号	必須のスマートメーター				
6.5.4	灌漑および配水システムは、少なくとも以下の要因を考慮して農作物の生産性を最適化するよう管理される。		•	•	•
6.5.5	責任者は、製品単位あたりの処理水の使用を減らすための対策を実施する。水の使用と削減は、1年目以降に監視され、文書化される。 団体責任者の場合、これは、団体が中央処理設備を使用している場合に適用される。 指標 ・ 加工に使用される水の総量、および出荷される最終製品あたりの水使用量(L、L/Kg)		•	•	•
番号	自己選択型改善要件				
6.5.6	生産者は、灌漑および/またはその他の農業目的に雨水貯留を使用する。	•	Ø	•	Ø
6.5.7	生産者は、地域の流域委員会または新たな取り組みに参加し、この集合的な手順の一部として流域の環境を維持または再生するの に役立つ行動をする。参加の詳細と取り組みが文書化される。	•	•	Ø	Ø

6.6 廃水管理						
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証	
		小規模農場	大規模農場	団体責任者		
6.6.1	廃水処理の検査は、主要な業務期間中にすべての排出地点で実施され、結果が文書化される。 農場生産者団体の場合、これはすべての生産者団体が管理する(集合)処理施設と、様々な種類の処理システムを含む団体構成 員の処理業務の代表的なサンプルで行われる。 水生生態系に排出された加工過程で発生する廃水は、合法的な廃水品質指標を満たしている。この基準がない場合、廃水指標を 満たしている。 加工業務で発生する廃水は、指標を満たすためにきれいな水と混合することはできない。		•	•	Ø	
6.6.2	生活排水、汚泥、下水は、生産活動および/または加工活動には使用されていない。 下水は、処理されない限り、水生生態系に排出されない。 小規模農場には適用されない: 処理された排水は、合法的な廃水品質指標を満たすか、これらがない場合は <u>廃水指標</u> に適合していることが示されている。	•	Ø	•	•	
6.6.3	加工過程で発生する廃水は、粒子や毒素を取り除くための処理を受けていない限り、壌土に流出させていない。 処理済みの <u>廃水</u> を灌漑に使用する場合、 <u>廃水指標</u> に加えて、灌漑用廃水指標に準拠する必要がある。	•	•	•	•	

6.7 廃棄物管理						
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証	
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模	
6.7.1	廃棄物は、人、動物、または自然生態系に健康または安全上のリスクをもたらさない方法で保管、処理、および処分される。廃棄物は、指定された場所でのみ保管および処分され、自然または自然または <u>水生生態系</u> には放棄されない。非有機性廃棄物は地表に残されない。	•	•	()	•	
6.7.2	特定の種類の廃棄物処理のために技術的に設計された焼却炉がある場合を除いて、生産者は <u>廃棄物</u> を燃やしてはならない。	•	•	•	O	
番号	必須改善要件					
6.7.3 L1	生産者は、利用可能な廃棄物管理、リサイクル、他の廃棄処理方法に基づいて <u>廃棄物</u> を分別してリサイクルする。有機性廃棄物は <u>堆肥化</u> され、有機物として使用するために処理されるか、他の資源として使用される。		•	•	•	

6.8 エネルギー効率						
番号	主要要件		生産者団体認証			
		小規模農場	大規模農場	団体責任者		
6.8.1	責任者はエネルギー効率を高め、可能な限り、生産と加工に使用される再生不可能なエネルギー源への依存を減らすための対策 を実施する。		•	0	Ø	
	生産と加工に使用されるエネルギー源と関連機械の種類が定量化され、文書化される。					
	団体責任者の場合、これは、団体が加工・精選にエネルギーを使用している場合に適用される。					
	手引き書Nを参照:エネルギー効率					
番号	必須のスマートメーター					
6.8.2	責任者は、エネルギー使用の効率を高め、再生不可能なエネルギー源への依存を減らすための目標を設定する。進捗状況は毎年 監視され、報告される。		•	•	Ø	
	団体責任者の場合、これは、団体が加工・精選にエネルギーを使用している場合に適用される。					
	指標					
	 種類別の再生可能エネルギーと非再生可能エネルギーの使用量(例:燃料量、kWh 電力、バイオマスエネルギーの量) 総エネルギー使用量 製品1 kgあたりの総エネルギー使用量 					
番号	必須改善要件					
6.8.3 L1	バイオマスエネルギーが加工業務および/または家庭で使用される場合、生産者は以下のような取り組みを通じて、 <u>自然生態系</u> に対するバイオマスの使用の直接的および間接的な影響を最小限に抑える。 ・ 木を植えて、農場または周辺のバイオマスエネルギーの利用可能性を高める。 ・ バイオマスを購入する際には、 <u>森林</u> やその他の自然生態系を破壊しない資源を探す。		•	•	Ø	

6.9	温室効果ガスの削減				
番号	自己選択型スマートメーター	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
6.9.1	生産者は、生産および加工業務における主要な資源からの <u>温室効果ガス(GHG)</u> の正味排出量を文書化する。これには、化石燃料と電気の使用、 <u>肥料、廃棄物</u> と <u>廃水</u> 、および土地利用の変化による排出が含まれる。				
	生産者は、GHG削減目標を設定し、これらの目標を達成するための戦略を開発および実行し、毎年監視する。		•	•	Ø
	指標				
	・ 上記の資源からの年間の正味GHG総排出量(CO2(二酸化炭素)換算t)				
	・ 上記の資源からの最終農場製品の単位あたりの正味GHG排出量(単位あたりのCO2(二酸化炭素)換算t)				
	手引き書Oを参照:温室効果ガス(GHG)排出量削減				